

『古今著聞集』卷第五「和歌第六」を読む(1)

谷 知子（代表者）

繩手 聖子・金井由貴子・蔡 雅如・肥後 陽子
大江あい子・堀江マサ子・伊藤 香弥

本稿は、宮内庁書陵部蔵『古今著聞集』卷第五「和歌第六」一四二～一四五、一四八～一五六を大学院演習にて講読した注釈ノートである。現代語訳・語釈・解説を施した。各箇所の担当は、一四二・一四三繩手聖子（本学人文科学系日本文学専攻博士後期課程）、一四四・一四五金井由貴子（本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程）、一四八・一四九蔡雅如（本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程）、一五〇・一五一谷知子（本学文学部日本文学科教授）、一五二・一五三肥後陽子（本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程）、一五四・一五五大江あい子（本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程）、一五六・一五七堀江マサ子（本学人文科学研究科日本文学専攻博士後期課程）、一五八・一五九伊藤香弥（本学人文科学研究科日本文学専攻博士前期課程）である。

一四二 和歌起源の事並びに和歌の豫遊の媒たる事

〔本文〕

和歌は素盞烏の古風よりをこりて、久しく秋津島の習俗たり。三十一字の麗篇をもて数千万端の心緒をのぶ。古今序にいへるがごとく、人の心を種として、よろづのことの葉とぞ成にける。これによりて神明仏陀もすてたまはず。明王賢臣も必賞したまふ。春の花の下、秋の月の前、これをもて豫遊のなかだちとし、これをもて賞樂の友とす。

〔現代語訳〕

和歌は素盞烏の古風から始まつて、久しく長く日本の習俗である。三十一文字の麗しい歌ことばによつて限りなく様々な心を述べる。古今和歌集の仮名序に言われているように、人の心を種として、無数の言葉となつた。この事によつて神仏も和歌をお捨てにならない。明王賢臣も必ず愛で楽しまれる。春の花の下、秋の月の前で、和歌を予遊の仲立ちとして、和歌を賞樂の友とする。

〔語釈〕

○和歌は素盞烏の古風よりをこりて、「素盞鳴」は天照大御神の弟。素盞烏の古風とは出雲の国で八岐大蛇を退治後、稻田姫との結婚のために宮殿を建てた時、「八雲立つ出雲八重垣妻ごみに八重垣作るその八重垣を」（『古事記』）と詠んだことをいう。『古今集』仮名序に「あらかねの地にしては、素盞鳴尊よりぞ起こりける。（略）人の世となりて、素盞鳴尊よりぞ三十文字あまり一文字はよみける」とある。○秋津島 大和の国。日本全体をさす。「その趾を蜻蛉早咲ひかくの如名に負はむとそらみつ大和の国を蜻蛉島とふ」（『古事記』）。○古今序にいへるがごとく、人の心を種として、よろづのことの葉とぞ成にける。『古今集』仮名序の「やまとうたは、人の心を種として、万の言の葉とぞなれりける」を引用。○神明仏陀 神仏。神明とされることが多い。○春の花の下、秋の月の前 『古今集』仮名序の「古の世々の帝、春の花の朝、秋の月の夜ごとに、さぶらふ人々を召して、事につかつて歌を奉らしめ給ふ」を踏まえる。○豫遊 遊び楽しむこと。○賞樂 たのしみ、歡樂。

一四三 玄賓僧都位記を樹枝に挿みて詠歌の事

〔本文〕

嵯峨天皇、玄賓上人の徳をたうとび給て、僧都になしたまひけるを、玄賓、位記を木の枝にさしはさみて、和歌を書付てうせにけり。

外つ国は水草きよしことしげきあめのしたにはすまぬまされり

さて伯耆国に住侍けり。天皇歡感ありて勅をくだして、施物ありけり。うけとりけるにやおぼつかなし。

〔現代語訳〕

嵯峨天皇は、玄賓上人の徳を尊びなさつて、僧都になさつたのを、玄賓は、位記を木の枝に差し挟んで、和歌を書き付けて去つていった。

都を遠く離れた国では水草も清い。雨が降つている下では水が澄まないようすに俗事が煩わしい都には住まないほうが多い。

そのまま伯耆国に住んだのであつた。天皇は感心なさつてご命令を下して、玄賓上人に施物を贈つた。受け取つたかどうかは定かではない。

〔語類〕

○嵯峨天皇 第五二代天皇。桓武天皇の皇子。延暦五年（七八六）生、仁明九年（八四二）崩。嵯峨天皇は玄賓を深く尊崇しており、玄賓の入寂時には、哀悼の七言詩「弘仁九年御製詩」を贈つてゐる。嵯峨天皇と玄賓の関係については、小林崇仁「嵯峨天皇親書よりみた玄賓法師の人物像」（『仏教文学』第三〇号、二〇〇六年三月）などに詳しい。○玄賓 奈良～平安初期の法相宗の高僧。俗姓弓削氏。生年未詳、弘仁九年六月一七日没。興福寺宣教に学んだが、名利を厭い、隠遁する。晩年は伯耆・備中の両国に住む。○僧都になしたまひける 大同元年（八〇六）四月二三日律師、大僧都に任命されたことが『日本後紀』に記されている。○位記 位を授けられる者に与えられる公的な文書。○外つ国

都を遠く離れた国。『古今著聞集』『江談抄』より先行する用例は、「とづくにはいつにもあるを君などてやくもたつてふうらにしも行く」（『能因法師集』）がある。○水草 都を離れ隠遁している玄賓自身の比喩。水草の「水」は、「あめ」（雨）と「すまぬ」（澄まぬ）と縁語。『江談抄』『閑居友』は「水草」ではなく、「山水」としている。○ことしげき 俗事が多くてせわしい、煩わしい。法師が俗世を厭い、隠遁する歌として「事繁き世をのがれし深山べに嵐の風も心して吹け」（『新古今集』雜・一六二五・寂然法師）がある。○あめのしたには 嵐峨天皇がいる都をさす。「天」と「雨」の掛詞。掛詞の用例に「雲居にてよをふるころはさみだれのあめのしたにぞ生けるかひなき」（大和物語・一〇六段・故兵部卿宮）がある。『江談抄』『閑居友』は、「君が都」「君が御代」とある。○すまぬまさり すまぬは、「住む」と「澄む」との掛詞。○伯耆国 鳥取県の西部。玄賓が伯耆国に住んでいたことは、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）三月壬辰条に「遣使伯耆国、請玄賓法師」とある。『三代実録』貞觀七年（八六五）八月二四日条にも、「昔弘仁末、沙門玄賓於伯耆国会見郡、建立阿弥陀寺」とある。一方、『僧綱補任』『元亨糸書』は、僧都辞退後は備中國湯川寺に住んだと記している。○叡感 天子が感心なざること。○勅をくだして施物ありけり 嵐峨天皇は弘仁二年（八一二）五月に、親書・法服を送り、以後同八年（八一九）まで毎年、春秋二回に渡つて綿・布などを贈った。小林崇仁「玄賓法師の生涯—嵯峨天皇よりの珠遇を中心に—」（『智山学報』五四号、二〇〇五年三月）参照。

〔解説〕

「外つ国は：」の和歌を含む類話に『江談抄』「同じく大僧都を辞退する事」、『閑居友』「玄賓僧都、門を閉して善珠正を入れぬ事」がある。『僧綱補任』にも和歌が記されている。

「外国は山水清し事多き君が都は住まぬなりけり」（『江談抄』）

「とつ国は山水清じこと繁き君が御代には住まぬまされり」（『閑居友』）

これらの用例と『古今著聞集』の和歌を比較すると、前者の第二句、第四句（傍線箇所）は、『古今著聞集』では第二句「水草きよし」、第四句「あめのしたには」と詠まれている。

『発心集』冒頭に置かれた「玄賓僧都、遁世逐電の事」を始め、玄賓には名聞を逃れて、いざかたへともなく行方をくらます隱徳の聖という基本的な玄賓のイメージが強い。本話も又そうした玄賓像を伝えている。渡辺貞麿「玄賓説話考」（『大谷学報』六五巻四号、一九八六年二月）参照。

（繩手聖子）

一四四 弘徽殿女御歌合に文字鎖の題の事

〔本文〕

弘徽殿女御歌合に、花かうじ・しらまゆみといへる文字ぐさりを、歌の句のかみにすへて折句の歌によませられける、めづらしかりける事也。大かたの題には四季戀をこそもちゐられ侍れ。

〔現代語訳〕

弘徽殿女御の歌合に、「花かうじ」「しらまゆみ」という文字鎖を、歌句の頭に置いて折句の歌に詠ませられたのは、新奇な事である。一般の題には四季や恋を用いるものである。

〔語釈〕

○弘徽殿女御歌合 「弘徽殿女御」とは花山天皇の女御恵子。生年未詳、寛和元年（九八五）崩。恵子は藤原為光女。花山天皇の寵愛が深かつたが懷妊中に死亡した。『栄花物語』『大鏡』は、恵子の死が花山天皇を出家へ走らせたとする。○花かうじ 花の咲いている柑子の木。○しらまゆみ 檀を材料として作った白木の丸木弓。枕詞として、「張る」「射る」やそれと同音の地名「春山」「磯辺の山」「斐太」にかかる。○文字ぐさり 一つの句の終わりの文字を、次の句の頭に置いて鎖のようにつなげて詠んだ歌をいう。また、定められた語句を一音ずつ各句の頭に置いて詠んだもの。定家にいふは四七字を一首ずつの句頭に賦したいるは歌がある。○折句 各句の頭に物の名などを一字ずつ詠み入れた歌。「かきつばた」を「から衣きつつなにしつましあればはるばるきぬるたびをしづ思ふ」（『伊勢物語』第九段「東下り」）

と詠む類。

〔解説〕

文字鎖と共通性を持つ言語遊戯として、『好忠集』の「つらね歌」という尻取歌が挙げられる。また、定家に一首の五句目の語尾と次の一首の五句目の語頭を連鎖させた「文字鎌廿首」（『拾遺愚草員外』雜歌）がある。

雪のうちに春をきたりとしらするはみのしろ衣梅の花がさ・
春といへばつのぐむ蘆の夜のほどをけしきに見するさはの春こま・

あさみどり空に浪よるいとゆふにみだれてまがふまどの青やぎ・
植ゑおきしこずゑの梅の春風をおもふもしるくきゐるうぐひす・

色にちる花にうらみをつくさせてつれなくよそにすぎぬる弥生

（『拾遺愚草員外』雜歌・文字鎌廿首・春五首）

これらの文字鎖と本説話の文字鎖とで大きく異なる点は、次のように、

は○○○○　な○○○○○○　か○○○○　う○○○○○○　し○○○○
し○○○○　ら○○○○○○　ま○○○○　ゆ○○○○○○　み○○○○

「花かうじ」「しままゆみ」という言葉を折句にして詠み込んだうえに、さらに五句目の句頭の文字を次の歌の句頭に据えた点である。この手の込んだレトリックが「めづらしかりける事」と評されたのである。

一四五 花山院紅梅の御歌の事

〔本文〕

花山院御ぐしおろさせ給て後、叡山よりくだらせ給けるに、東坂本の邊に、紅梅のいとおもしろうさきたりけるを、立とゞまらせ給て、しばし御らんぜられけり。惟成辨入道御ともに候けるが、「王位をすて、御出家ある程ならば、こ

れ體のたはぶれたる御振舞はあるまじき御事に候」と申侍ければ、よませ給うける、
色香をば思もいれず梅花つねならぬ世によそへてぞみる

〔現代語訳〕

花山院が御出家なされた後、比叡山からお下りになつたところ、東坂本のあたりで、紅梅がとても趣深く咲いていたので、お立ち止まりになられて、少しの間御覧になつてゐた。惟成弁入道が供にお仕えしていたが、「王位を捨てて御出家した身分にあるなら、このような俗人めいた御振舞はあつてはならない事でござります」と申し上げたところ、お詠みになられた（歌）、

色や香りに思いを寄せて愛でているのではない。やがて散りゆく梅の花をこの世の無常になぞらえて見てるのである。

〔語釈〕

○花山院 第六五代天皇。冷泉天皇の第一皇子。安和元年（九六八）生、寛弘五年（一〇〇八）年崩。『大鏡』によると、藤原兼家一門の陰謀によつて出家、退位した。『江談抄』『古事談』『古今著聞集』に数々の逸話が残る。○御ぐしおろさせ給て後 『栄花物語』『大鏡』によると、花山院は寛和二年（九八六）に花山寺（別称・元慶寺）において出家した。『栄花物語』（巻第二）花山たづぬる中納言では、「あないみじと思ひ嘆き給程に、夏の夜もはかなく明けて、中納言や惟成の弁など花山に尋ね参りにけり。そこに目もつづらかなる小法師にてついゐさせたまへるものか」と出家直後の花山院の様子が記されている。また、『大鏡』（花山院）は、「寛和二年丙戌六月二二日之夜、あさましくさぶらひしことは、人にも知らせたまはで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道せさせたまへりしこそ、御年十九」とした後に、この事件が兼家による陰謀であつたことを記している。○觀山 延暦寺のこと。花山院は寛和二年（九八六）に比叡山で受戒を受ける。なお、『日本紀略』は「法皇於二天台山戒壇院一受一廻心戒」（寛和二年一〇月日条）と記すが、『百練抄』では同年九月一六日のこととする。○紅梅 『万葉集』から梅の花は詠まれていたが、『古今集』以降、梅の

香りが中心となつて歌に詠まれた。なお、『万葉集』では紅梅を詠んだ歌がなく、『古今集』より唐から伝來した紅梅が好んで詠まるようになる。○東坂本 比叡山の麓で延暦寺の坂下（坂本）の意。京都側を西坂本、大津側を東坂本といふ。○惟成辨入道 藤原惟成。天暦七年（九五三）生、永祚元年（九八九）没。花山院の乳母子。花山朝では、五位藏人・権左中弁・左衛門権佐の三事を兼帶し、藤原義懷とともに政務を支えるが、花山天皇の出家により自らも後を追つて出家した。惟成の出家は古くは『采花物語』において、さらに『古今著聞集』では卷一二・四七二に美談として描かれている。惟成については、笠川博司『惟成弁集全釈』（風間書房、二〇〇三年）に詳しい。○色香をば思もいれず梅花つねならぬ世によそへてぞみる 「よそにのみあはれとぞ見し梅の花あかぬ色香は折りてなりけり」（『古今集』春上・三七・素性法師）や「梅の花あかぬ色香も昔にておなじ形見の春の夜の月」（『新古今集』春上・四七・皇太后宮大夫俊成女）のように、梅は桜に花の主役を奪われたのちも広く人々に愛された。これらをふまえたうえで、あらためて花山院の歌を見てみると、梅の花の色や香りに執着しているのではなく、その移ろいやすい美しさに無常なこの世を見ているのだ、とする発想は破りともとれる。また、この世の無常をテーマとした歌としては、やや露骨な感が否めない。しかし、激動の人生を歩んだ花山院の詠だからこそ味わいの深い歌となつてゐる。同句は『和漢朗詠集』（巻上・紅梅・一〇一）、『新古今集』（雜上・一四五、詞書「梅の花を見給ひて」）、『撰集抄』にも収載される。

〔解説〕

この話の類話として、『撰集抄』巻八第二四話がある。

花山院の道心の發り給へりける比、御堂の御殿の御方より、紅梅の殊色も薰も妙に侍りけるを、一枝まいらせける
御返事に、

色香をばおもひもいれず梅のはなつねならぬ世によそへてぞみる
と讀給へりける、哀に侍り。常なき世には、色をも香をも思入じ。花も世も常ならましかば、花にもかにも心をと
めまし物を。実、無常を思食、しめさせ給へりける、いとかたじけなくぞ覺侍る。御堂の御殿も、殊哀に覺ていま

そかりけるまゝに、そぞろに御袖をぬらさせ給へりと、伝承侍し。

ここでは、出家以前に「御堂の御殿（道長）の御方」から花山院へと紅梅が贈られ、その返事として「色香をば」の歌が詠まれている。今井源衛氏は『撰集抄』のいう、道長の方への返歌であるとする説が穩当であるとする。今井源衛『花山院の生涯』（桜楓社、一九七六年）参照。

一四八 正暦四年五月帯刀陣にして十番歌合の事

〔本文〕

一條院の御時、正暦四年五月五日、帯刀陣に十番の歌合ありけるに、第十番の恋歌に、

あふことの夢ばかりにもなぐさまばうつつに物は思はざらまし

思つて恋つはねじあふとみる夢もさめてはくやしかりけり

このつがひを見て、たれかしたりけん、歌をよみて帯刀陣にをくりけり。

さはべのもみぎはのかたもあやめ草おなじ心にひくとしらずや

返事、

おりたちてひくとしりせばあやめ草ねたくみぎはもなにまさるらん

〔現代語訳〕

一條院の御代に、正暦四年五月五日、帯刀の陣で十番の歌合があつた時に、第十番の恋歌に、
夢の中でだけでも、逢うことができて慰められたら、現実で物思いをしないだろうに。

の人を思いながら、恋い慕いながらは寝まい。逢つて嬉しいと見る夢でも、覚めた時に本当に悔しかつたもの。
この番を見て、だれのしわざだろうか、歌を詠んで帯刀の陣に贈つた。

（金井由貴子）

沢辺のあやめ草（左）も、汀のあやめ草（右）もどちらにも、同じ思いで心が引かれていることをご存知ないだろうか。

返事

水の中におりたつて引くように、あなたさまがわざわざ引かれると知つていたら、憎らしく見える汀のあやめ草（右）はどうしてまさることがないだろうか。

〔語訳〕

○一條院 天元三年（九八〇）生。寛弘八年（一〇一）崩。円融院第一皇子。寛和二年（九八六）七月二二日即位。七歳。在位二五年（『帝王編年記』）○帶刀陣 たちはきのじん。東宮坊の武官である帶刀の舍人が御所警備のために集結する場所。当時の東宮は居貞親王（以後の三条天皇）。○十番の歌合 現存の「十巻本歌合卷」と勅撰集との記載が一致していることから、端午の節供に際して催された「正暦四年五月五日東宮居貞親王帶刀陣歌合」と比定される。この歌合では、祝・卯花・郭公・菖蒲・夏草・蚊遣火・瞿麦・蛿・蟬・恋の十題十番の歌と、その後にこの催しを聞いたある人から帶刀陣に送られた歌およびその返歌を付す。一番に祝の題を置いたことと、蟬の題の出現は歌合史上これが最初である。和歌の作者には、大江嘉言の四首と藤原道綱母らの五首が確認できる。当時の帶刀の官人の名が明らかでないので方人は不明。道綱母の家集『傳大納言殿母上集』には、菖蒲草、蛿、常夏、夏草、祝など五首の撰外歌が現存していることから、この歌合は兼日兼題の撰歌合であることが確認できる。歌人即方人の速詠速番の私的な歌合の「東宮保明親王帶刀陣歌合」（延喜四一二二年）にならった点は特に見受けられない。卑官の人々の催しながら兼日兼題の撰歌合という晴儀歌合の形をとっているのは、「天徳内裏歌合」以来の晴儀歌合の風潮が地下にも及んだとみるべきか。この歌合の成立事情について、『平安朝歌合大成 増補新訂』に詳しい。また、「解説」参照。○第十番の恋歌 季題の後に、祝、恋の人事題をもつて構成するところは、既に当時の一般的な傾向であった。この十番に選ばれたのは大江嘉言と道綱母の二首。歌合では、右方の道綱母の歌の勝ちと判定された。○あふことの 大江嘉言の歌。『続千載集』（恋歌二・一二六八）と『万代集』（恋歌一・一八九二）にも見える。相手を思いながら寝ると相手が夢に現れるることは、平

安時代の恋歌では一般的である。「思ひつつ寝ればや人の見えつらむ夢と知りせばさめざらましを」（『古今集』恋二・五五二・小野小町）「うたたねに恋しきひとを見てより夢てふものは憑みそめてき」（『古今集』恋二・五五三・小野小町）などの歌が有名である。○思ひつつ 道綱母の歌。前の「あふことの」歌と同じように、目覚めた後の「現」と「夢」が対比して詠まれる。この歌は道綱母の家集『傳大納言殿母上集』、『玉葉集』、『蜻蛉日記』に見える。ただし、『玉葉集』の本文では異文がある（下句は「わびしかりけり」）。また、『蜻蛉日記』の巻末歌集の頭注に、「作者（道綱母）の甥理能男為孝がその時の帶刀長で、作者はその為孝の依頼によって代作した説に従う」（新編日本古典文学全集『蜻蛉日記』・頭注）とあつたが、『小右記』によれば、「永祚元年六月十二日（中略）又帶刀之不恪勤者三人解却、長藤原為孝、帶刀源覺、大藏元近等也」とあり、為孝は歌合の前に解任されたので、代作説には従いにくい。○さはべのもみぎはのかたも 泽辺も汀もいずれも菖蒲の生えるところ。こここの「さはべ」と「みぎは」は左右の歌を指すか。参考「さはべなるまこもかりそけあやめ草袖さへひちてけふやくらさん」（『貫之集』夏・三六）「まこもぐさおなじみぎはにおふれどもあやめをみてぞ人もひきける」（『和泉式部集』夏・三一）。○あやめ草 水辺に生え、初夏に花茎に黄緑色の小花が密生する。根茎は泥中に長く這っている。この根や葉・茎に芳香があるので、古くから邪気を払う草として愛されている。特に端午の節句にはその葉を屋根に葺いたり、その根を贈り物としたりするのに用いた。菖蒲の根を引く習慣は、「年の緒に根をば尋ねてひくものをあやに絶えせぬあやめぐさかな」（内裏歌合寛和二年・一五番・菖蒲・左・善忠）などと詠まれている。○おなじ心にひく 同じ思いで菖蒲を引く。菖蒲を女性にたとえるか。参考「みな人よ春なはしろの水ならでおなじ心にひく物ぞなき」（『拾玉集』秀歌百首草・春二〇首・三〇七八）。○おりたちて 下り立つ。菖蒲を引くために、川や田など水のある低い所におりていく。○ねたくみぎはも 『平安朝歌合大成 増補新訂』（十巻本）では「ねたくみぎはになにまさりけむ」とも。菖蒲の「根」と「ねたく」と「みぎは」の「見る」が掛詞。「あやめ草」の縁語の「引く」に、「心がひかれる」の「ひく」をかける。「ねたく」とは、悔しく、憎らしくという事である。

〔解説〕

このことを聞きて、たれかしたるにか。 带刀陣にやれる。

沢辺のも汀の方も菖蒲草おなじ心にひくと知らずや
返し、

下り立ちてひくと知りせば菖蒲草ねたく汀になにまさりけむ

〔平安朝歌合大成 増補新訂〕「正暦四年五月五日東宮居貞親王帶刀陣歌合」

傍線を付した部分は、『古今著聞集』の本文と異なる箇所である。『平安朝歌合大成 増補新訂』「居貞親王帶刀陣歌合（略称）」では、「このことを聞きて」と、誰かがこの歌合のことを聞きつけて歌を贈つたとする。それに対し、『古今著聞集』では、「このつがひを見て」と、最後の十番の嘉言、道綱母の恋の歌を見て、誰かが歌を贈つたという。このような経緯の謬伝はほかの段にも見え、『古今著聞集』は確実な考証を踏まえて書くというより、伝聞を集めた説話の色彩が強いと言えよう。

「居貞親王帶刀陣歌合」の成立について、母の超子は天元五年（九八二）に、祖父の兼家は永祚二年（九九〇）に、つまり歌合の行われる正暦四年（九九三）の前に薨じたので、この歌合は東宮居貞親王の主催か、もしくは帶刀陣の男達が東宮のため催したものであろう。また、この歌合を聞いて歌を贈つた「たれか」は、東宮の側近で親しい人と考えられる。一八歳の居貞親王の近くに、父冷泉院、宣耀殿城子（當時、妊娠中で内裏退出）、弟為尊親王、敦道親王などがいて、彼らの中の誰かが歌を贈つたのである。

歌合の行われた正暦五年といえば、『百鍊抄』では、「五年。自正月至十二月。天下疫死者尤盛。起自鎮西及京師。四五六七月之間殊盛。死者過半。五位已上六十餘人也。道路置死骸。」とあり、疱瘡の流行があつた年で、四～七月が最も盛んだつたらしい。『栄花物語』にも疱瘡の流行の記述がある。なお、東宮居貞親王が寵愛した城子女御の出産は『日本紀略』『栄花物語』によれば、歌合の四、五日後のことだと分かる。その際の居貞親王のことが『栄花物語』には詳し

く描かれている。

五月十日のほどに、宣耀殿、御氣色ありておはします。東宮より御使しきりなり（中略）東宮には、ただ「疾々疾くいらせたまへ」と急がせたまふ。よろづよりも世の中いと騒がしければ、閑白殿も女院も、よろづに恐ろしきことを思したり。今年に来年まさるべしと聞ゆれば、いと恐ろしく思さる

（『栄花物語』卷四・みはてぬゆめ）

世間は疱瘡の流行で不安が増ざり、以後のことが心配になつた居貞親王は、普段五歳や七歳で初めて対面できると言われる若君（敦明親王）をどうしても早く見たくなつたという。つまり、正暦五年は、居貞親王にとつては安らかに過ごせる年ではなかつたと言える。また、母超子と自分を可愛がつた祖父兼家が薨じた後、兼家の子供に結びつくものもないと思われる。居貞親王と兼家の関係については、加納重文「三条天皇—小右記」の記事を中心にして—（講座平安文学論究七）一九九〇年七月）に詳しい。支えてくれた母と祖父が薨じた後、孤立無援の状態に陥ってしまう居貞親王は、疱瘡の流行で人生の不安に拍車をかけたと言える。居貞親王がこのような不安な状態で、帶刀陣で歌合を催したこと理解する必要があるだろう。

一四九 民部卿泰憲白紙を置きて逐電の事并びに閑白師實位署の事

〔本文〕

いつの比の事にか、殿上の人々よみ待けるに、泰憲民部卿まいりあひたりければ、各興ありて思へりけるに、急のことありとて退出すべきよし申されけるを、人々ゆるさざりければ、「さらば和歌をまいらせ置いて、身のいとまをばたまはらん」と申されければ、各承諾ありけり。即うたを書いて封じてをきて退出せられにけり。披講の時これをひらき見るに、位置並題ばかりをかきて、奥書に、「於和歌者、追而可進」とかきたりけり。人々感嘆して、かつはやすからぬよしをもいひけり。大かた名をえたる人は中々なる事はあしかりぬければ、のがるゝ、一の事也。秀歌にはをと

りの返せざといふも故実なるべし。白紙を置事は作法ある事也。題・位署ばかりを書て、諸人の歌をきて後、これを置いて逐電して、講席の座にゐざるとかや。寛平法皇宫瀧御覽の時、源昇朝臣、在原友子朝臣白紙を置たりけり。堀川院御時和歌御會に京極大殿御位署に散位從一位藤原朝臣某とかかせ給ひたりける、希代の位署なるかし。人目をおどろかしけり。

〔現代語訳〕

いつのことか、殿上人たちが集まつて歌を詠んでいた時に、民部卿藤原泰憲が参入してきたので、皆興味そそられたが、急用があるので退出しなければならないと民部卿が申し上げたが、人々がそれを認めなかつた。民部卿が「それなら和歌を詠み置いて暇を賜りましよう」と申し上げたところ、皆も承諾した。そこで歌を書いて封をして退出なさつた。披講の時にこれを開き見ると、位署と題だけを書いて、最後に「和歌については、あとで進上します」と書いてあつた。人々は感心もしたが、一方では良くないとも評した。だいたい（歌に）名聲をえた人は、中途半端な歌を詠むのは不都合なので、逃れるのが一番よいのである。秀歌に対しても下手な返歌をしないのも故実である。白紙を置くことは作法あることである。和歌の題と官位氏名だけを書いたものを、人々が懷紙を（文台に）置いた後でこれを置いて逃げ去つて、披講の場の座席にとどまらないとかいうことである。宇多法皇の宮瀧御幸の時に、源昇・在原友子が白紙を置いた。「堀川院御時和歌御會」で藤原師実が位署を「散位從一位藤原朝臣某」とお書きになつたというが、たいそう珍しい位署であつた。人々を驚嘆させた。

〔語釈〕

○泰憲民部卿 寛弘四年（一〇〇七）生、承暦五年（一〇八一）没。春宮亮藤原泰通の次男。泰憲の民部卿の任期は、承暦四年（一〇八〇）八月二日から承暦五年（一〇八二）正月五日没するまでのわずか四ヶ月のことである。ただし、この話は民部卿になる前の出来事か。『古事談』六巻六段には、近江守の時、寛徳三年（一〇四六）～天喜二年（一〇五四）、志賀の勝地に造営した別荘石田殿を摂政頼通の子、園城寺の僧になつた覚円に寄進したという話が見える。参考「石田

殿ハ、泰憲民部卿近江任之時、撰勝地所構造之別庄也、而宇治殿（頼通）仰云、子息少僧在園城、可然者坊舍一可求出云云、依之以石田之別業、奉覺円僧正之後、為園城寺平等院領云云。○秀歌にはをとりの返せず 秀歌を詠みかけられた場合には、下手な返歌をするよりは、むしろ返歌をしない方がよいという意味。『袋草紙』「置白紙作法」の条に、「凡秀歌ニハ劣返事ハ不云。是故実云云」とある。○白紙を置事は作法ある事也 歌合、歌会において歌が詠めず、白紙を置く時の作法は、『袋草紙』『八雲御抄』『和歌秘抄』にも記述がある。○寛平法皇 「寛平」は宇多法皇のこと。昌泰二年（八九九）、出家して太上天皇の尊号を辞して法皇と称し、法皇の初例を作った。○宮瀧御覽 宮瀧は吉野にあり、万葉以来の歌枕で、よく御幸があった。『日本紀略』によれば、宇多法皇の宮瀧御覽は昌泰元年一〇月二〇日から末にかけて行われたという。『扶桑略記』昌泰元年一〇月二〇日の条には、宇多法皇は遊獵の鷦鷯を左右に分けて、左方鷦鷯の頭を在原友子、右方鷦鷯の行事を源昇に任命したという。『袋草紙』によれば、句の頭に「やたからす」、句の末に「しおのかみ」を置いて旅の歌を詠んだ。○源昇朝臣 嘉祥元年（八四八）生、延喜一八年（九一八）没。歌人。左大臣源融の子。河原大納言と称す。『古今六帖』の作者。『後撰集』（雜三・一二三六）、『新勅撰集』（羈旅・五〇二）に一首ずつ入集しており、この二首とも宮瀧御覽の関係歌。○在原友子朝臣 承和一〇年（八四三）生、延喜一〇年（九一〇）没。中納言在原行平の子。○堀川院 承暦三年（一〇七九）生、嘉承二年（一一〇七）崩。白河院の第二皇子。在位期間は寛治元年（一一〇八六）～嘉承二年（一一〇七）。○京極大殿 藤原師実。長久三年（一一〇四）生、康和三年（一一〇二）没。父は閑白頼通。日記『京極閑白記』（後宇治御記）、『師実公記』とも、家集に『京極閑白集』がある。○御位置に散位從一位藤原朝臣 「散位」は、位階だけがあつて、官職のないこと。『八雲御抄』「大臣已下書様」の条に、「四位已下ハ加散位字、而堀川院御時、京極前閑白散位從一位ト書、非普通事」と見え、四位以下の人人が書き加えた「散位」の文字を用いた師実の位置が普通ではないという。類話が『袋草紙』にも見える。師実が閑白在任したのは寛治八年（一一〇四）三月八日までのことなので、「散位」と称したのはそれ以後に当たる。従つて、師実が参加した「堀川院御時和歌御會」は、寛治八年三月八日から薨去の康和三年（一一〇二）に行われたと推定できる。

〔解説〕

当該の類話を持せる『袋草紙』と『八雲御抄』を引用しておく。

題目并位署許ヲ書テ、諸人歌置之後置之、遂電不居講席之座。雖達者、臨時古今有如此事。寛平法皇宮瀧遊覽時、源昇朝臣、在原友于朝臣行平中納言息、置白紙云々。記云、即、善朝臣獻其題。歌云、

やたからすかしらにをきてしの、かみ句の末にをき旅の歌よめ

侍臣等題ヲ聞テヨリ饗并管弦ヲ忘。昇、友于起居沈吟、遂不能成。大嘆曰、臣等歌興、非不及於如道等歟。然而臣等頗知和歌道善惡。今夜謀窮、力屈遂悲其惡。如「道等不知其道、自以為善。悲哉、不知道者云々。或兩人所定甚大理也。」

以道言之、其無名可恥歌者耳云々。有興也。

故人語云、先年、殿上人々詠和歌之間、泰憲民部卿參入。有興之由人々被示。而称急々ノ由ニテ欲退出。人々留之。戸部云進置和歌可退出云々。人々承諾。仍然歌ヲ出テ封之退出了。披講之期開之処、位署并題目許ヲ書テ、奥ニ書テ云、於和歌者可追進之。人々感嘆之、且ハ不安之由云々。凡得名人ハ、中々ノ事云シヨリハ、遁避一ノ事也。

置「白紙」之作法、有「注置人」云々。亡父命云、詠歌接二人數之輩、善惡何不レ當レ出哉。逐不二詠出一而及二闕如一者、急逐電、可レ止二出仕一。何及下置「白紙」之故實上哉、不レ足レ言事也。

〔『袋草紙』「置白紙作法」〕

抑置白紙ニハ題目位階官職名皆書テ哥許ヲ不書置テ逐電。寛平宮瀧御覽日、在原友于行平卿子、又源善有此事。友于ハ白紙作法如注。善ハ書上句許云々。昔侍臣称哥于時泰憲自然參泰兼被勸之書之退下。披見書題并位署、奥ニ於哥者追可進ト書リ。時人尤惑不堪人ハ不可然。近日愁連卅一字還懷恥、尤見苦事也。近代不書位署題、只退下多有恐事也。不詠ハ須用白紙作法。

白紙を置いた日の素性の歌を引用しておく。

〔『八雲御抄』「作法部 歌書様」〕

しまのかみ、やたがらすをだいにてうたたてまつれとおほせあれば、やたがらすをくのかみにすゑ、たびの歌
よむ

山べこしたびのくもまのかりがねのらうたくもあるかかすみかはかみ

（『素性集』六〇）

（蔡雅如）

一五〇 齋院選子内親王殿上人に柳の枝を賜ふ事

〔本文〕

嘉保三年正月卅日、殿上人船岡にて花を見けるに、齋院選子より柳の枝をたまはせけり。人これをみければ、「いたのしたには」とか、れたりけり。他の人その心をしらざりけるに、雅通たま 古歌の一匁をさとりて、返事をたてまつりけるにこそ人の色なをりにけれ。紙のなかりければ、直衣を破りて書き侍りける。

ちりぬべき花をのみこそ尋つれ思もよらず青柳の絲

其夜の事にや、殿上人齋院へまいりたりける。御用意なからんことをはかりたてまつりけるにや。さる程に、寝殿より打衣きたる女房あゆみいで、笙をもちて殿上人にたまはせけり。雪にて管をつくり、たるひにて竹を作たりけり。すなはち内裏へもちてまいりて御覽せさせければ、ことに觀感ありて大宮へたてまつらせ給けり。人後朝に齋院へ歸りまいりたりければ、酒肴をぞまうけられたりける。用意ありける事にや。

〔現代語訳〕

嘉保三年正月三〇日、殿上人が船岡にて花見をしたときに、齋院選子より柳の枝を頂いた。人々がこれを見ると、「糸の下には」と（枝に結いつけた紙に）書かれていた。他の人はその意味を知らなかつたが、雅通がたまたま古歌の一匁であることに気付き、返事を進上したことで、人々の表情もほつと元に戻つたことだつた。紙を持ちあわせていなかつ

たので、直衣を破つて書いたことは、

散つてしまいそうな花だけを尋ねてここまで来たのですが、青柳の糸を尋ねようとは思いも寄らないことでした。あなた様の御所に行くつもりはございませんでした。

その夜の事だつただろうか、殿上人たちが斎院のもとへ参上した。（急な来訪なので）御準備などしていなだらうと狙い申し上げたのであらうか。しばらくすると、寝殿から打衣を着た女房が歩み出て来て、笙を殿上人に下さつた。雪で匏を作り、つららで竹管を作つてあつた。すぐに内裏へ持参して（天皇に）御覽に入れたところ、格別に感動なさつて、大宮へ献上された。人々が翌朝斎院のもとに帰つたところ、酒肴を用意なさつていた。接待の準備はできていたのだろう。

〔詰釈〕

○嘉保三年 一〇九六年。選子内親王没後の年なので、年代的に矛盾する。○船岡 山城国。京都市北区紫野。子の日の小松引きの地として有名。○齋院選子 大斎院とも。村上天皇皇后。母は藤原師輔女安子。応和四年（九六四）生、長元八年（一〇三五）崩。七二歳。円融天皇から後一条天皇までの五代五七年にわたつて賀茂斎院をつとめた。家集に『大斎院前の御集』『大斎院御集』『発心和歌集』がある。石井文夫・杉谷寿郎『和歌文学注釈叢書 大斎院御集全注釈』（新典社、二〇〇六年）参照。○いとのしたには「花見には群れて行けども青柳の糸のもとにはくる人もなし」（拾遺集・春・三五・読み人しらず）を引きつつ、見に来る人もいない青柳に自分たちをなぞらえ、花見だけでなく、私たちのもとにもおでかけなさいよと戯れかけた。○雅通 源。雅信の子。ただし、この年代にあわない。『大斎院御集』の「高松殿の中将」即ち藤原頼宗の誤り。頼宗は藤原道長男。○ちりぬべき花をのみこそ尋つれ思もよらず青柳の絲『大斎院御集』一六、『玉葉集』春下・二一七にも見える。「よらず」は「絲」の縁語。「青柳の絲」は選子や選子に仕える女房たちの比喩。○笙 匏の上に長短一七本の竹管が並んだ吹奏楽器。○管 笙の管を挿す所。匏。○竹 長短一七本の竹管。○内裏 堀河天皇の御所を指す。ただし、時代的に合わない。○大宮 堀河天皇母宮歛子を指す。時代的に

は合わない。

〔解説〕

『大斎院御集』一五〇一六番を引用する。

雲林院の花見に殿上人どもいきて、高松殿の中将、中門のもとにいりたまひて
われこそ見つれ花のにはひを

とあれば

ほどもなくうつろふ色を春のうちに

又花見にいくと聞けど、このたびは参る人もなければ、いみじうながき柳をもて、糸のもとにはと言はせたれ
ば

ちりぬべき花をのみこそ見にきつれ思ひもよらぬ青柳の糸

この詞書によると、殿上人の花見は船岡ではなく、雲林院であった。ともに紫野ではある。そして、前回の花見の折
には、斎院御所に立ち寄ったのに、今回は寄らなかつたということをふまえて詠まれたことがわかる。

一五一 平等院僧正行尊詠歌して住吉神主の家に宿らざる事

〔本文〕

平等院僧正諸國修行のとき、攝津國住吉のわたりにいたり給て、齋料のつきにければ、神主國基が家におはしまして、
經をよみて立たまひたりけり。その聲微妙にして、きく人たうとみあへりけり。國基御齋料たてまつるとて、「いづか
たへすぎさせたまふ修行者ぞ、御經たうたく侍り。今夜ばかりはこゝにとゞまり給へかし。御經の聽聞つかまつらん
といはせたりければ、とかくの返事をばのたまはず。うたをよみたまひける、

世を捨てやどもさだめぬ身にしあれば住吉とてもとまるべきかは

かくいひてとをり給ぬ。其後天王寺別當になりて、彼寺におはしましける時、國基まいりて、天王寺と住吉との堺のあひだの事申入けるに、「しばし候へ」とて、あやしく御前へめされければ、かしこまりつゝまいりたりけるに、僧正明障子ひきあけさせ給て、「あの住吉とてもとまるべきかは、いかに」と仰られたりけるに、國基あきれまどひて、申べき事も申さで、とりばかましてにげたり。いと興あることなり。

〔現代語訳〕

平等院僧正（行尊）が、諸国を修行して回っていたとき、摂津国住吉のあたりに到着なさつて、食費が尽きてしまつたので、（住吉神社の）神主國基の家にいらつしやつて、経を読んでお立ちになつていた。その声はすばらしく、聴聞する人はみな尊びあつた。國基が御齋料を差し上げるついでに、「どちらへ行かれる修行者ですか。御経がすばらしいものでございました。今夜だけこの家にお泊りくださいませ。御経を聴聞させてください」と取り次ぎに言わせたところ、あれこれと返事をおつしやることはなく、和歌をお詠みになつた。

出家遁世して、宿も定めない身の上ですので、住吉の名のとおり、住みよいところであつてもとどまるわけにはいきません

このように言つて、通り過ぎてしまわれた。その後、（行尊が）天王寺別當に就任して、その寺にいらつしやつた時、國基が參上して、天王寺と住吉との境界をめぐる領土争いのことで申し入れを行つたところ、「ちよつとこちらへ来てください」といつて、なぜか（別当の）御前へ呼ばれたので、かしこまりつつ參上したら、僧正が明かり障子を開けなさつて「あの、住吉とてもとまるべきかは（という歌）は、いかがでしたか」とおつしやつたので、國基は驚き呆然として、申し上げるべきことも申し上げず、袴の股立を持ち上げて逃げて行つた。とても面白い出来事だつた。

〔語訳〕

○平等院僧正 行尊。源基平男。小一条院孫。天喜三年（一〇五五）生、長承四年（一一三五）没。八一歳。若年期に酷烈な抖擞修行を繰り返し、超人的な靈力を身につけたと言われる。園城寺長吏、第四四代天台座主、各寺別當をつと

めた。家集に『行尊大僧正集』がある。近藤潤一『行尊大僧正—和歌と生涯』（桜楓社、一九七八年）参照。○諸國修行『古今著聞集』の「十七にて修行にいでて十八カ年帰洛せず。其間に大峰の辺地、葛木そのほか靈験の名地ごとに歩をはこばずといふことなし」（巻二・釈教二）は、誇張まじりであるにせよ、行尊の若年期の修行の熾烈さを物語る。

○神主國基 津守国基。治安三年（一一三三）生、康和四年（一一〇二）没。康平三年（一〇六〇）二月一五日住吉神社神主となる。和歌を通じて後三条・白河朝の朝廷に入り込み、神社領經營にも辣腕を振るった。家集に『津守国基集』がある。○世を捨てやどもさだめぬ身にしあれば住吉とてもとまるべきかは、「住吉」に「住み良し」を掛ける。修行への強い志を詠んだ歌。○天王寺別當 大阪市天王寺区の四天王寺長官。行尊が四天王寺別当に就任したのは、天永元年（一一一〇）五月二九日。国基は康和四年（一一〇二）に没したので、矛盾する。○天王寺と住吉との堺のあひだの事 天王寺と住吉神社の領地の境界争いは、長期にわたる有名な事実であった。『百鍊抄』永万元年（一一六五）五月四日条に「諸卿天王寺と住吉社阿倍野を相論する事を定め申す」という記事も見える。○とりばかま 走るときに裾を踏まないよう、股立を持ち上げる様子。

(谷知子)

一五一 基俊小童と問答の事

〔本文〕

基俊城外しける事ありけり。道に堂のあるにむくの木あり。其木に六歳ばかりなる小童のほりてむくをとりてくいけるに、「こゝをばなにといふぞ」と尋ければ、「やしろ堂と申」とこたへけるをきゝて、基俊なにとなくくちずさみに、童にむかひて、

この堂は神か佛かおぼつかないひたりければ、此童うちきゝてとりもあへず、

ほうしみこにぞとふべかりける

といへりけり。基俊あさましくふしげに見て、この童はたゞ物にはあらずとぞいひける。

〔現代語訳〕

基俊が郊外に出掛けたときのことだつた。往来に堂があり、近くには椋の木があつた。その木に六歳くらいの童子が登つて椋の実を採つて食べていたので、「基俊が」「この堂は何と呼ばれているのか」と尋ねると、「童子は」「やしろ堂と申します」と答えたのを聞いて基俊は何となく軽口で、童子に向かつて、

この堂は（祀つてゐるのが）神か仏かはつきりしない

と詠むと、この童子は聞くとすかさず、

法師御子（法師・巫女）にお尋ねになるのが良いでしよう

と詠んだ。基俊は大変驚き、予想外のことには、「この童子は只者ではない」と言つたという。

〔語釈〕

○基俊 藤原。康平三年（一〇六〇）生、永治二年（一一四二）没。従五位上・前左衛門佐。保延四年（一一三八）出家、法名は覺舜。金吾入道と呼ばれた。和漢の学に通じ、「万葉集」次点者の一人。源俊頼と相対し保守的。藤原俊成に『古今集』の訓釈を伝えた。家集に『基俊集』があり、『和漢朗詠集』に倣つた『新撰朗詠集』を編纂した。○城外 京都郊外。内裏を中心とする一定地域の外へ出て行くこと。○堂 神仏を祀る建物。○むく ニレ科の落葉高木。本州中部以南の山野に自生。球形の核果は秋に熟して紫黒色となり、食用。椋の木の神性については、例として『日本書紀』には記されていない次のような話が挙げられる。近世前期に刊行されたという『聖德太子伝』（『伝承文学資料集成』第一輯、牧野和夫編、三弥井書店、一九九九年所収）卷四、「太子一六歳御時」の「守屋對治之事」に、守屋に追い詰められた太子が、野中の傍らにあつた椋の大木に誓つて「佛法を我国にひろむべくは、非情なりとも椋木我をたすべし。われ又三世の諸佛の冥慮にたがはずんば、このいくさにかたん」と宣うと、椋の木が破裂して太子を匿い、この木を怪

しんだ兵は討死にし、敵兵が去つた後に椋の木は太子を外に出したという。そのため、この木は神妙椋木と呼ばれ、この木があつた野中に寺（野中寺、大聖勝軍寺、太子堂等と呼ばれる）を建てたと伝えられる。また、『和漢三才図会』卷八三、「椋」に「相伝曰、源空上人生日、幡降『下於此樹、因名二誕生木、彼宗派之輩貴重其念珠、其本有二作州久米郡』」と法然誕生に纏わる話が伝わる。○やしろ堂 神社と仏堂とを折衷した建物。また、神と仏とを合祀する社殿。○この堂は神か佛かおぼつかな この句は五・七・五で上句にあたり、次の小童の句が続く。○ほうしみこ こちらは七・七で下句にあたり、基俊の句に応じている。「ほうしみこ」は『和訓栞』に「法師にて神子（＝巫女）をかねたる也」とある。「法師御子」に「巫女」を掛け、神仏習合の洒落となつてゐる。

〔解説〕

「社堂」の用例は『著聞集』以外に見当たらないが、神宮寺と同じく神仏習合の結果生まれた建造物だと思われる。矢野玄道『古今著聞集私記』に「（○）この堂ハ神か佛か云々 按、鈴屋翁所レ詠藏王之歌、類レ此」とあり、本居宣長の『鈴屋歌集』には詞書「藏王堂といふを見て」「藏王ちふ神は神かも仏かもほとけににたる神の名あやし」（一一六四）「ざわうちふ神はあらじを髪長のいつきそめたるほとけがみかも」（一一六五）の二首が載る。

童子の詠歌については、田仲洋己氏（『中世前期の歌書と歌人』和泉書院、二〇〇八年 所収「第四章 子どもの詠歌——『袋草紙』希代歌をめぐって——」[第五章 子どもの詠歌補説——子どもが詠んだ歌と子どもを詠んだ歌——]）は『著聞集』の例を挙げ、この童子を「（この童はただものにはあらず）との基俊の感想に示される如く神仏の化身であるかと思われる。「道に堂のあるに椋の木あり。その木に六歳ばかりなる小童のぼりて、椋を取りて食ひける」というその様は、樹上に示現した神の姿に他ならない。同じ『著聞集』第四五四話の空也の文を即座に解した七歳の孤児についても、「ただ人にはあらず。これも權者なりけるにこそ」との理解が為されている。（中略）子どもは普通の大人とは異質の時間・空間を生き、通常の社会秩序から逸脱した存在とされてゐる。彼等は言わば人と神、此岸と彼岸、現世と異界の双方に足を掛けた両義的存在であつて、成人とは異なる境域に属している。記紀に語られる少彦名神或いは八幡神伝

承に代表される如く、神はしばしば幼童の姿を借りて示現する。「七歳までは神のうち」という俚言の存在が示すように、前近代の民俗社会においては子どもの神性、子どもと神との類縁性は広く認められていた」という。また、「六歳ばかり」という年齢設定も意図的である。「七歳は、神と人との境界ともいうべき重要な節目」であり、「子どもの詠歌の諸記事においても、詠み手の年齢は概ね七歳前後に設定される傾向を示」し、その詠歌は「言語遊戯的性格、乃至は俳諧歌性といったものを」帯びる傾向があるという。

一五三 唐人連歌の事

〔本文〕

或所に佛事しけるに、唐人二人きたりて聴聞しけるが、磬に八葉の蓮を中心て、孔雀の左右に立たるを文に鑄つけたりけるをみて、一人の唐人、「捨身惜花思」といひけるを、今一人きゝてうちうなづきて、「打不立有鳥」といゝけり。

きく人その心をしらず。或人のどかにあむじつらねければ、連歌にて侍けり。

身をすて、花を惜とや思らんうてどもたゝぬ鳥もありけり

かくおもひえてけり。わりなくぞ思つらねける。

〔現代語訳〕

ある所で仏事が催されたときのことだった。唐人が二人訪れ、僧の読経を聞いていたが、磬に八葉の蓮を中心て孔雀の文様が鑄造してあるのを見て、一人の唐人が、「捨身惜花思（身命を捨てて花を愛でる思い）」と詠んだ。すると、もう一人がこれを聞いて頷き、「打不立有鳥（打たれても飛び立たずにじつとしている鳥がいる）」と詠んだ。その場でこの唱和を聞いていた人々は、その句の意味が分からなかつた。ある人が落ち着いて、一句の意味を考えて一つに繋げてみると、これは連歌であつた。

自分の身を顧みず（蓮の）花を惜しいと思うのであらうか、（撞座を）打つても飛び立つていかない（磬の中の孔

雀のような）鳥もいるのだ。

このように考え解いた。殊の外巧みに歌へ詠み替えたものだ。

〔語釈〕

○聴聞 仏語。説法・法話などを聞くこと。○磬 うちならし。元來、古代中国の打楽器。二つの鉤孔に紐を通して磬架に掛け、鎚で打ち鳴らす。磬架は木製で州浜形。初め石製または玉製であったが、金属製に変わった。形は中国ではへの字形であったが、日本では左右対称の山形となつてゐる。孔雀が撞座を挟んで相対する意匠が多い。日本では奈良時代以後、仏具として用いられ、仏前の礼盤の右側に置き、導師が勤行の時などに打ち鳴らした。○八葉の蓮 八葉蓮華。八枚の花弁があり、極楽浄土のもの。蓮はスイレン科の多年草で、インドなどが原産。日本へは古く大陸より渡來した。「はちす」は「蜂巣」の意で、果実を入れた花托が蜂の巣に似るところからいう。ここでは磬の撞座の意匠が蓮。○孔雀 キジ科の鳥。中国南部・インドシナ・マレー半島に分布するマクジャク（緑色を主色とし、首は青く、冠羽は細い）とインド・スリランカに分布するインドクジヤク（藍色で扇状の冠羽をもつ）の二種類がある。日本へは『日本書紀』に、推古天皇六年（五九八）に新羅が孔雀一羽を貢献した記録があり、その後も『続日本紀』『扶桑略記』等に渡來の記録が残るが、数が少ないため珍鳥とされた。孔雀は毒蛇などを食すことから益鳥とされ、そこから神格化したものに孔雀明王があり、一切の諸毒を除くとされる。蓮と同じく磬の意匠。○捨身惜花思 「身をすてて花を惜しとや思らん」五・七・五の上句。「捨身」は仏語で命を捨てること。「惜花」は花の散るのを惜しむこと。○打不立有鳥 「うてどもたたぬ鳥もありけり」七・七の下句。○つらねければ 宮内庁書院部本「ぬ」。学習院本、九条家本、三手文庫本、流布本（板本、元禄三年開板本）「ね」。○連歌 五・七・五・七・七の和歌形式を、五・七・五の上句と七・七の下句を別人が唱和することを基本とした詩歌の形態。短連歌（一句連歌）と長連歌（鎖連歌）に分けられる。院政期頃より百韻を基本とした発達、中世・近世にわたって流行した。平安時代には、和歌の上句と下句を二人が唱和する短連歌が専ら行われていた。○身をすてゝ花を惜しとや思らん 「身」は「花」との縁語で「実」の掛詞として使われることもある。和歌における

る「捨身」は、俗世の身を捨てて、仏門に入ることや出家を詠んだものが多く、例として「をしむとてをしまれぬべきこの世かはみをすててこそみをもたすけめ」（詞書「鳥羽院に出家のいとま申すとてよめる」）『山家集』雜・六三八、「身をすててやどをいでにし身なれどもなほこひしきはむかしなりけり」（『大鏡』八六・源顯基）、「花」も詠み込んだものに「身をすててよしのの山にいりぬるも思ひやいでん白河の花」（『壬二集』九一三）、「春秋の月と花とに身をすてて後や浮世はいとひはつべき」（『同』一六八一）、「世をそむくよしのは春のやどなれば身をすててこそ花になりぬれ」（詞書「おほみねにて、花を見てよみ侍りける」）『続後撰集』雜歌上・一〇四〇・静仁法親王）、「春は猶身をすててすむ山里も花に心ぞあくがれてゆく」（『続門葉集』雜歌上・六五六・仙覚）などがある。「花を惜」例は、「桜花うき身にかかるためしあらはいきて散をはおしまさらまし」（詞書「久我内大臣の家にて、身にかへて花おしむといへる心をよめる」）『千載集』春歌下・九二一・土御門通親）がある。○うてどもたゞぬ鳥もありけり「打つ」の用例は「衣」を打つものが多いため、「波」と詠んだ「しらなみのうてどもたたずむれゐつゝ人にとほかもめなれたるとり」（『古今和歌六帖』かも・一四八四・凡河内躬恒）や磬と同じく鳴物である鐘を打つ「皆人乎宿与殿金者 打札杼 君乎之念者 痞不勝鴨（みなひとをねよとのかねはうつなれどきみをしおもへばいねかてぬかも）」（『万葉集』相聞・笠女郎贈二大伴宿祢家持二歌廿四首・六〇七・笠女郎）がある。「立つ」はここでは飛び去るの意で、同じく「鳥」と一緒に詠み込まれたものに「なつかりの玉えの蘆をふみしだきむれゐる鳥のたつ空ぞなき」（『古今和歌六帖』とり・四三三四）、立ち去るのが惜しいの意では、「思ふどちまとゐせる夜は唐錦たたまく惜しき物にぞありける」（『古今集』雜上・八六四・よみ人しらず）などがある。○わりなくぞ 格別優れていること。小島孝之氏（『中世説話集の形成』若草書房、一九九九年 所収）『和漢朗詠集』の受容）は、「蒼波路遠雲千里 白霧山深鳥一声」（『和漢朗詠集』行旅・六四六・橘直幹）を用いた『江談抄』（卷四第八五話）の説話を例に挙げ、「唐人が云々したというふうに語るのは、詩文の絶対的評価基準を海彼に仰がねばならなかつた平安朝文人たちの意識を反映しているからである」という。ここでも邦人ではなく、唐人の唱和を大意を崩すことなく和歌に詠み変えたことから「理無い」という表現になつたか。

〔解説〕

『古今著聞集私記』に「○或所に佛事云々 按、此與『梅及蛙鶯等之歌』全類、齊東語无レ論已」とある。「梅及蛙鶯等之歌」は『古今集』「仮名序」の「花に鳴く鶯、水に住むかはづの声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌をよまざりける。」を指すと思われる。心に思うこと、見聞きしたものと素に歌を詠まない生き物はない、の意。この部分について、『古今集』の注釈書である『古今和歌集序聞書三流抄』（『中世古今集注釈解題（二）』所収）には、

問、花ニ啼鶯、水ニ住蛙マデ哥ヲヨムコト云事如何。

答云、二ノ義アリ。一二ハ、鶯ハ鳥ノ中ニモ最初ニ鳴モノ也。蛙ハ虫ノ中ニテ最初ニ鳴物也。故ニ、一ツヲ挙テ万ヲ籠ル義也。依之、花ニ鳴鶯、水ニ住蛙ト云ナリ。ニツニハ、鶯・蛙ノ己レガ正躰ニテ哥ヲヨム事、余ノ虫鳥ハカカル事ナキニヨリテ此不思議ヲ顯ハサン為ニ、鶯・蛙ト書ル也。日本紀云、孝謙天皇ノ御時、大和國天間寺ニ僧有。彼僧ニ最愛ノ弟子アリ。彼ノ弟子死テ後、師深ク嘆キケレドモ、月日ヲ経テ後忘レヌ。或年ノ春、住ケル家ノ前ナル梅ノ木ニ鶯來テ鳴。其声ヲ聞バ、「初陽毎朝來、不相還本栖」ト啼ク。是ヲ見レバ哥ナリ。

（ハツハルノアシタゴトニハキタレドモアハデゾカヘルモトノスミカニ）

此時、師、弟子ノ鶯ト成タリケルト知テ深クトブラヒケリ。此哥、万葉集ニ鶯ノ哥ト入レリ。

蛙ノヨムト云事、同ク日本紀ニ云ク、壹岐守紀良貞、忘草を尋テ住吉ノ浜ニ行タリケルニ美女ニアヘリ。後会ヲ契ルニ女ノ云ク、「吾ヲ恋シク思ハン時ハ、此浜ヘマシマセ」ト云。後ニ尋テ行タルニ女ナシ。彼浜ニ蛙出来テ、居タル前ヲ這ヒ通ル。其足ノ跡ヲミレバ文字也。是ヲヨミテ見レバ哥ナリ。

住吉ノ浜ノミルメモ忘ネバ仮ニモ人ニ又トハレヌル

此哥ヲ見テ、蛙ノ化シタリケルト思テ還リヌ。万葉ニ此哥、蛙ノ哥ト入レリ。此ニツノ歌、不思議ナルニヨリテ、貫之此心ヲ顯ハサン為ニ、花鳴鶯、水ニ住蛙ト云。自余ノ生類ハ皆姿ヲ人ニ現ジテ哥ヲ讀事ハ是多シ。己レガ正躰ニテ哥ヲヨム事、彼ニツノ物ニ不思議アルニヨリテ此名ヲ挙グ。

とある。『三流抄』にはこの鶯・蛙の歌が『万葉集』にあるというが見あたらない。また、『毘沙門堂本古今集註』（未刊国文古註叢大系 第四卷）所収には以下のように載る。

世中ニアル人コトワサシケキモノナレハ心ニオモフコトヲミルモノキクモノニツケテイヒイタセルナリ花ニナクウ
クヒス水ニスムカハツノコエヲキケハイキトシイケル物イツレカウタヲヨマサリケル

或云舉二萬物自然德一故詩云心動中言形外

＼註曰花ニナク鶯水ニスムカハツノ歌ヲ讀ト云事＼六條云ウクヒスカハツノ聲ヲキ、テイキトシイケル人誰カ歌ヲ
ヨマサルト云也＼當流ニハ不然花ニナク鶯水ニ住河津ト云事ハ鶯ハ新春ノ最初ニナク事一切ノ鳥ノ務ナリ河津モ節
カハレハヤカテ鳴コト諸蟲ノ先タリ仍以レ一納レ万義ヲ以テ此二ノ物ヲ舉テサトス也＼又鶯河ツノ歌ヨミタルコト
證アリ日本記云大和國ニアル僧フカク思フ弟子アリ後弟子死テ後三年ヲヘテ彼師ノ家ノ前ニ鶯來テナク聲ヲキケハ
初陽每朝來不相還本誓トナキケリ恠テ聲ヲ摸テカキテ見レハ

ハツ春ノアシタコトニハキタレトモアヒカヘラサルモトノチカヒヲ

ト云歌也恠思テネタル夜ノ夢ニ告テ云我ハ汝カ弟子ナリ生テカヘテ鳥ト成テ此ニ來レリト云ケリ是ヲ日本記ニハウ
クヒス童ノ歌ト云也＼又カツハ歌ヲヨムト云事日本記云紀良定住吉ノ浦二行テワスレ草ヲ尋ケルニ美女ニアヘリ來
春ヲ契テ尋來リケルニ女ハナシツク＼トヲル所ニカヘルノ濱ヲアユミトホルヲ見ニ其跡歌ナリ

スミヨシノハマノミルメモワスレネハカリニモ人ニ又トハレヌル

トアリ此ヲ日本記ニハカハツ女ノ歌ト云リ此ニヲ舉ナリ＼問真名序ニカハツノ所ヲ蟬ト云事如何＼答カハツハヤ

マト言也文駄ノキ、ヨカラム為ニ蟬ト云也此モ樂天ノ詩ニ万山秋深秋蟬成レ詩ト云リ詩歌同事ナル故ニシカ云也

＼イキトイケルモノ歌ヲヨムト云者兩義アリ一二ハ文集云述レ意謂レ詩發レ詞曰レ歌サレハ必シモ三一字ナラネト
モ其心ヲ述ハ皆歌ナリ＼又歌ノ五七五七々ノ句ハ五行也万物ノ歌ハ皆五行ノヒ、キ也サレハ一切ノ有情非情皆五
行ヲ駄トセリ仍其ヒ、キハ皆歌ト云也＼正義云樂天詩論レ功頌レ德歌止レ僻妨レ邪ト云々

作也

詩論レ功頌レ德歌止レ僻妨レ邪ト云々

また、『月刈藻集 下』（続群書類從 第三三輯上 所収）には鶯・蛙の歌は「二条為世卿曰ク」として載せられている。二条為世卿曰ク。天竺ニ佛ノヲシヘアリ。異國ニハ孔子出テ儒ヲ述タリ。我國ニハ伊弉諾伊冉弉ノ二神ヨリ天照大神ノ御國ナレハ。神道第一ノ國ナリ。コトニハ和歌ハ。二神ノアナウレシノ御詞ヨリ。スサノヲノ尊ノ八雲立ノ歌マテモ。皆神代遺風和國ノ風義神明ノ妙意ナリ。サレハ末代マテモ。ヲソラク歌道スタレタランハ亡國ノモトナルヘシ。又此道アザムカニヤカラハ。日本神祇ノ靈體ニ血ヲアヤシタルニ同シ。神罰タツトコロアランコトナリトノ給フ。凡和歌ハ此國ノ風俗ナリ。シカアルニ國ハ和國ニスミナカラ此道シラヌ士人ハ禽獸ニヲトリタリ。花ニ鳴ウクヒス。水邊ノカハヅ歌モ申ツタヘタル。日本紀云。高謙天王御時大和國高間寺ニ一人ノ僧アリ。サイアイノ児アリケルニカノ児俄ニ死ス。悲嘆スルコト限ナカリシニ。月日スキテナケキモヤウ／＼ウスクナリヌ。年頃ヘテ後或春ニ庭前ニ開タル梅花ニウクヒストヒ来リテナク聲ニ。

初陽毎朝來不相還本栖

ハツハルノアシタコトニハキタレトモアハデソカヘルモトノスミカニ

トナケリ。文字カキテミタリケレハウタナリ。此児ニ鶯ニナリシヨトテ。哀傷思ヒヲナシタリ。又貫之カ四代祖老岐守紀良貞ト云人アリ。ワスレグサヲ尋テ住吉ノ濱ニ行タルニ。思カケズウツクシキ女ニアヘリ。種々ニ云カハシテ後チギルホトニ。マコトニ我ニコゝロサシアラハ。必コノハマヘ來リタマヘ。ユキ合ントテサリヌ。後カノタノメシコロ。又住吉ノハママタツ子テ思ミシ所ヲミレハ。ヲモイカケス太キナル蛙ノ。居タル前ヲハイテトヲル其アシヲミレハ。アトニ文字アリ。ヨミテミレハ。

住吉ノ濱ノミルメモ忘子ハカリソメ人ニマタトハレヌル

トイヘル歌ナリ。シカハカノ女ノ蛙ノ化シタルト思ヘリ。鶯カハヅノ二首トモニ萬葉ニ入タリトキ、侍ル。誠ナル哉。五輪五常ニカナヒ萬端五行ノヒ、キモル、コトナシ。可レ信可レ習此道云々。

鶯の歌について、『三流抄』『月刈藻集』では「不相還本誓」となつており、歌に

詠み替えた際も「アハデヅカヘルモトノスミカニ」、「アヒカヘラサルモトノチカヒヲ」とそれぞれ異なっている。

これら「古今集注」等に載る鶯・蛙の歌を引いたと思われるものに『曾我物語』「鶯・蛙の歌の事」や謡曲『白楽天』がある。

『曾我物語』卷五「鶯・蛙の歌の事」（『日本古典文学大系』所収　底本は東京大学付属図書館青洲文庫蔵、一〇行古活字本）掲も、「花になく鶯、水にすむ蛙だにも、歌をばよむ物を」といひけるは、仁王八代御門孝元天王の御時、大和國の葛城山、高間寺といふ所に、一人の僧ありけるが、又もなき弟子を先だてて、ふかくなげきみたり。つぎの年の春、かの寺の軒端の梅の木ずへになく鶯の聲を聞ば、「初陽毎朝來、不相還本柄」となきける。文字にうつせば、歌なり。

初春の朝ごとにはきたれどもあわでぞかへるものとのすみかに

と、鶯のまさ敷よみたる歌ぞかし。また、蛙の歌よみけるとは、良定、住吉に忘草をたづねゆきしに、かの女房にあはずして、あくがれ立たりし時、蛙、その前をはひ

住吉の濱のみるめもわすれねばかりそめ人にまたとはれけり
是又、蛙のまさしくよみし歌なり。

「曾我物語」の作者・成立論に定説はないが、「大系」底本も属する仮名本の原態は一四世紀前半には成立していたのではないかとされる。仮名本は真名本に比して登場人物や背景を固定化、色模様の達引や荒事趣味を加え演劇的であり、多数の和漢の故事（『古今集』『伊勢物語』等の注釈秘説等）を加えて啓蒙的であるが、構想は破綻した。

この他にも、『曾我物語』には鶯・蛙の歌を引いた「五郎が情かけし女出家の事」がある。『大系』諸本対照表によれば、「五郎が情かけし女出家の事」「鶯・蛙の歌の事」は、『曾我物語』諸本全てに収められている物語ではなく、その収載状況は次のようになっている。

※章段の題目はおもに流布本による。

※諸本における章段の異同は、つぎのような符号によつて示される。

- ◎ ○ 題目をそなえて、それにある本文の全部または大部分をそなえるもの。
 ○ 題目を欠くが、それにあたる本文の全部または大部分をそなえるもの。
 × 題目を欠いて、それにあたる本文の全部を欠くもの。

通し番号	題目	真字本	大石寺本	彩考館本	万法寺本	大山寺本	南葵文庫本	古活字本 一〇行 底本	古活字本 一一行	流布本 寛永四年板本
八六	鶯と蛙の歌の事	本門寺本								
八四	五郎が情かけし女出家の事	×	×	○	○	○	○	○	○	○
×		×	×	○	○	○	○	○	○	○
×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

『白楽天』（日本古典文学大系 謡曲集・下』所収）

されども歌を詠ることは、人間のみに限るべからず、生きとし生けるものごとに、歌を詠まぬはなきものを

ワキそもそもや生きとし生けるものとは、さては鳥類畜類までも、シテ和歌を詠ずるその例、ワキ和国においてシテ証

歌多し

〔上ヶ哥〕 地花に鳴く鶯、水に住める蛙まで、唐土は知らず日本ニハ、歌を詠み候ふぞ、翁も大和歌をば、かたのごとく詠むなり。

〔クセ〕 地そもそも鶯の、歌を詠みたる証歌には、孝謙天皇の御宇かとよ、大和の国、高天の寺に住む人の、

しき年の春の頃、軒端の梅に鶯の、来りて鳴く声を聞けば、初陽毎朝來、不遣還本栖と鳴く、文字に写してこれを見れば、三一文字の、詠歌の言葉なりけり。シテ初陽の、朝毎には来れども、地遣はでぞ還る、本の栖にと聞こえつる、鶯の声を初めとして、そのほか鳥類畜類の、人に類へて歌を詠む、例は多く荒磯海の、浜の真砂の数々に、生きとし生ける者、いづれも歌を詠むなり。

『白楽天』は作者未詳。唐の白楽天が日本の知恵を測ろうとして筑紫の海上まで来るが、老漁夫が小舟で釣りをしており、樂天の名をすぐ言いあて、樂天が詩を作るとすぐ和歌によみ替えるなどして驚嘆させ、姿を消す。やがて海上に住吉明神が現われて舞樂を奏し、樂天を圧倒し、明神の袖から起くる神風で樂天の船を唐土へ吹き返す、といった内容である。

『著聞集』のこの説話も、以上にあげた鶯の例のように五言の対句から三一文字の和歌への詠み替えがされており、「古今集」の「花に鳴く鶯、水に住むかはづの声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌をよまさりける。」の注釈部分から影響を受けている可能性があると思われる。

また、後世への影響として、芥川龍之介は『邪宗門』第二回に『著聞集』「一五三 唐人連歌の事」を翻案している。『邪宗門』は大正七年一〇月から一二月にかけて、大阪毎日新聞（夕刊）、東京日日新聞に連載された。全三二回。（以下、大正一一年、春陽堂版より抜粋）

でございますから、御家の集にも、若殿様の秀句や名歌が、今に澤山残つて居りますが、中でも世上に評判が高かつたのは、あの良秀が五趣生死の圖を描いた龍蓋寺の佛事の節、二人の唐人の問答を御聞きになつて、御詠みになつた歌でございませう。これはその時磬の模様に、八葉の蓮華を挟んで二羽の孔雀が鑄つけてあつたのを、その唐人たちが眺めながら、「捨身惜花思」と云ふ一人の聲の下から、もう一人が「打不立有鳥」と答へました——その意味合ひが解せないので、そこに居合はせた人々が、兎角の詮議立てをして居りますと、それを御聞きになつた若殿様が、御持ちになつた扇の裏へさら／＼と美しく書き流して、その人々のゐる中へ御遣しになつた歌でございます。

身をすてゝ花を惜しとや思ふらむ打てども立たぬ鳥もありけり

一五四 八条太政大臣實行齋宮と和歌贈答の事

〔本文〕

天永元年、齋宮群行ありけるに、八条太政大臣、權右大辨にてくだられたりけるが、歸のぼるにて齋宮にまいりて、日來つかふまつりつる御名残など、「もし運侍らば、公卿勅使にて又まいる事も侍りなん」と申てのぼり給ひけり。さる程に、其次のとし正月廿三日に、藏人頭に補して、永久三年四月廿八日に參議にのぼり給にけり。保安三年十二月六日、參議右衛門督にて、勅使うけたまはりて下給けるが、齋宮へも參らでのばられければ、宮より遣ける、

昔せあらましことのかはらぬをうれしとみえればいはましものを

御返し、

伊勢の海鹽干のかたへいそぐ身を恨みなはてそすゑもはるけし

〔現代語訳〕

天永元年、齋宮の群行があつた時、八条の太政大臣が、權の右大弁として（共に）御下りになられたが、上洛するといふことで齋宮（寮）にまいつて、数日お仕えしたお名残りなど（惜しみ）、「もし運がございましたら、公卿勅使となつて又まいる事もございましょう」と申して上洛された。

そうするうちに、其次の年の正月二十三日に、藏人の頭に任じられ、永久三年四月二十八日に參議に昇進なさつた。保安三年十二月六日、參議右衛門の督として、勅使を拝命して（伊勢へ）御下りになられたが、齋宮（寮）へも參上しないで上洛されたので、（斎）宮から（実行）に（歌を）遣わされた。

昔あなたが抱かせた期待（実行が公卿勅使として伊勢に来た時は、また訪問すると言つたこと）にかわりがないことがうれしいと、もしお見えになつたら申し上げようと思つておりましたのに。

（実行の）御返歌は、

伊勢の海の潮干渴が、すぐに満ちてしまうので急がねばならないように、事情があつて急いで帰つた私を、恨みき

つてしまわないでください。伊勢の海のように、まだまだ先は長いので、また訪問することもできるのですから。

〔語釈〕

○天永元年 天永元年（一一一〇）は、鳥羽天皇の時代。○齋宮 一般に伊勢齋王をさす。『延喜齋宮寮式』によれば、未婚の内親王または女王の中からト定され、天皇即位後まもなく天照大神の御杖代として伊勢神宮に奉仕する。この時の齋王は恂子。『齋宮記』に、「恂子内親王。白河皇后。號二樞口」。在任十四年。天永二年」とある。○群行 ト定された齋宮が、三年間の初齋宮院・野宮での潔斎ののち、その九月天皇に別れを告げて伊勢に向かう儀式。解説参照。

○八條太政大臣 藤原実行。承暦四年（一〇八〇）生、応保二年（一一六二）没。權大納言公実の男。母は美濃守藤原基貞女。当時国母を輩出した閑院流の出身で、鳥羽天皇の母苅子は叔母に、中宮待賢門院璋子は妹に当たる。【公卿補任】「永久三年_乙」の項に、「正四位下 藤實行_{三十}四月廿八日任（宣命）。元藏人頭。故入道公實卿次男（通季兄）母同實隆卿。」とある。『尊卑分脈』には、「従一位太政大臣」「号八条又三条」「三條祖」と見える。○勅使左中將 うけたまはりて 鳥羽天皇の宸筆の宣命を携えての使者であった。『伊勢勅使部類記』に、「保安三年十二月六日辛卯。參議右兵衛督藤實行。宣命。天變地妖征異夢想。御不豫平憲報賽。」大内記宗光 宸筆。為隆朝臣。

○恨 「恨み」と「浦見」の掛詞。○恨 「恨み」と「浦見」の掛詞。

〔解説〕

『殿暦三』に記される天永元年の齋宮群行に関する記述

八月

七日、癸
今夜左衛門督雅俊齋宮前駕等、

廿五日、辛
今日齋宮禊點地云々、先例不用神事・祈等、

九月

一日、丙寅今日無御燈祓、依可有向子内親王斎宮群行也、

四日、己巳今日斎宮野宮之中有流產穢之由、弁實行申上、問法家之處、三ヶ日穢者、
八日、癸酉今日天陰、雨下、斎宮群行也、未刻許大内記敦光持來宣命草、上卿内大臣、於清書者不可内覽由仰了、
群行事、後日記之、（中略）

入夜。後斎王被慘、暫於嘉喜門前留皇輿、令權右辨實行奏事由、（中略）

長奉送使

右衛門督、能實、權右中辨、實行朝臣、

十一日、丙子例幣付群行、仍今日無奉幣、

十二日、丁丑今夜從能遠朝臣宅帰渡賀陽院了、是冬節以前依可帰也、於道虛者不可忌由、家榮・泰長共所申也、有吉
例之故也、抑近日四条宮并北政所共御賀陽院西對也、依尼身、御群行之間其憚可有哉否條相尋之處、去寛治三年九
月群行の間、四条宮・大殿同

御三条殿、是吉例也、仍今夜所歸賀陽院也、

斎宮の「昔せし」と實行の「いせのうみ」の歌は、『散木奇歌集』に以下のよきな詞書とともに載る。

伊勢に侍りけるころ、別當實行公卿勅使にて大神宮へまいられたりけるに、斎宮のくだらせ給ひしおり行事弁
にて侍りけるが、事はて、京へかへるとして宮に参りて、日来なれでまかりかへること心ほそく候らへ、かやう
にまいらん事も有がたく、もし命候らはゞ公卿になりて勅使にて下らん時ぞかやうにも参るべきと申てのほり
けるに、十年ばかり有て勅使にてくだられたりけるが、むかしのあらましごと忘れずばかなならずまいらんずら
んと仰られけるに、まいらで過られければをひてつかはざむとて、その比の哥めしければふたつをよみてまい
らせたりけるを、これをつかはしたりける

昔せしあらましごとのかはらぬを嬉しとみえればいまし物を

御返し

いせの海のしほひの方へ急ぐ身を恨みなはてぞ末も遙けし

(第九・雜部上・一三九九)

一五五 鳥羽法皇御歌を諸臣に賜ふ事

〔本文〕

久壽元年二月十五日、法皇、美福門院御同車にて、鳥羽の東殿より勝光明院へ御幸ありて、庭の櫻を御らんぜられけり。先阿彌陀講を修せらるける。法皇、少納言入道信西を御使にて、御歌を内大臣・新大納言等にたまはせけり。檀紙に書きて櫻の枝に付られたり。内府にたまはせける御歌、

心あらばにほひをそへよ櫻花のちの春をばいつか見るべき

大納言にたまはせける御歌、

各御返しをよみて、もとの枝につけてたてまつりけり。内府、

心ありて咲くてふやどの花ならば末はるぐと君のみぞみむ

大納言、

君が代の末はるぐに櫻花にほはんこともかぎりあらじな

大相國このことをきゝ給て、二首を法皇にたてまつりたまひける。

さくら花ちづかのかずをかぞふれば數もしられぬ後の春かな
かぎりありてつねならぬ世のみは千年の後や西に成べき

〔現代語訳〕

久寿元年二月十五日、法皇は美福門院と御同車なされ、鳥羽の東殿から勝光明院へ御幸されて、庭の桜を御覧になつた。先ず（はじめに）、阿弥陀講を執り行われた。法皇は、少納言の入道信西をお使いとして、御歌を内大臣・新大納言等にお与えになつた。（御歌を）檀紙に書いて、桜の枝にお付けになつた。内府にお与えになつた御歌、もしも心があるのならば、今年はさらに美しく咲いておくれ、桜花よ。これから先、もう春に巡りあうことができないかも知れないのでだから。

大納言にお与えになつた御歌、（歌欠落）

それぞれが御返歌を詠んで、（いただいた）もとの桜の枝につけて（法皇に）献上なさつた。

内府（の詠んだ歌）は、

法皇様を讀えて咲くという勝光明院の御庭の桜でありますから、この先いつまでも、いつまでも、法皇様だけが御覧になることができるのですよ。

大納言（の詠んだ歌）は、

法皇様の御世がこの先も長く長く続いていくように、桜花の美しさもまた限りなく続いていくことであります。大相国はこのことをお聞きになつて、二首（の御歌）を法皇に献上なさつた。

咲き誇るたくさんの桜花を数えれば、あまりに多くて数え切れないうように、法皇様の御寿命も、数え切れないほど後世まで続いてまいりましょう。

命にも限りがあるという無常の世の中ですが、桜の花だけは千年後に実るといいます。法皇さまもその桜花のよう

に千年の先に、必ずや西方の極楽淨土へ往生なさることでございましょう。

○久壽元年 一一五四年。仁平四年（一一五四）一〇月二八日の改元により、久壽元年となる。二月一五日は、改元前

なので仁平四年となる。○法皇　鳥羽院を指す。康和五年（一一〇三）生、保元元年（一一五六）崩。第七四代天皇。堀河天皇第一皇子。母は贈皇太后藤原苡子。嘉承二年（一一〇七）七月、五歳で即位。永久五年（一一一七）祖父白河院の養女藤原璋子（待賢門院）が入内、五男二女をもうける。保安四年（一一二三）一月、白河院の意向により長子（崇徳天皇）に譲位し上皇となつた。白河院の死後、大治四年（一一二九）より院政を敷き、白河院の庇護を失つた璋子にかわり藤原得子（美福門院）を寵愛した。保延五年（一一三九）得子が皇子を生むと、まもなく皇太子に立てて永治元年（一一四二）崇徳天皇に迫つて位を譲らせた。近衛天皇である。しかし病弱であつた近衛天皇は、久寿二年（一一五五）一七歳の若さで崩御している。○美福門院　藤原得子。永久五年（一一一七）生、永暦元年（一一六〇）崩。鳥羽上皇の皇后。白河院の近臣權中納言府藤原長実女。母は左大臣源俊房の女方子。美貌に恵まれ、長承三年（一一三四）頃から、鳥羽上皇の寵愛を得て、非公式に入内。保延元年（一一三五）御子内親王を生んだ。翌二年四月從三位に叙され、同三年暉子内親王（八条院）を、同五年には体仁親王を生んだ。同年八月体仁が東宮に冊立されるとともに得子は女御となり、永治元年の体仁の即位と同時に皇后に定められた。久安五年（一一四九）、女院号を定められて美福門院となる。

○鳥羽の東殿　院政時代、白河・鳥羽法皇の料に充てられた離宮を鳥羽殿と総称した。南殿・北殿・馬場殿・田中殿・泉殿があり、泉殿がのちに東殿と呼ばれる。各殿には、日常の住まいとしての御所と、仏教を崇信した法皇の祈りの場所である御堂とがあつた。東殿には、阿弥陀三尊を本尊とする保延三年創建の安樂寿院がある。○勝光明院　保延二年（一一三六）鳥羽院の創建した仏寺。鳥羽離宮北殿に位置する。阿弥陀堂として、平等院鳳凰堂をまねた形式を持つていた。○阿弥陀講　阿弥陀仏の功德を賛嘆する法会。阿弥陀仏を本尊として淨土往生を願う法会は、往生講とも呼ばれた。

○少納言入道信西　藤原通憲。嘉承元年（一一〇六）生、平治元年（一一五九）没。文章生藤原実兼の男。母は源有房の女。博学多才の人で、鳥羽・崇徳・近衛三代に仕えたが、宮司少納言にとどまることを不満とし天養元年（一一四四）出家して円空・信西と号した。その後も、通憲の博覧を評価した鳥羽院の近臣として活躍する。○内大臣　藤原実能。永長元年（一一〇九六）生、保元二年（一一五七）没。権大納言公実男。母は但馬守藤原隆方女で、堀河・鳥羽両天皇の

乳母・従二位光子。待賢門院の同母兄であり、徳大寺家の祖。待賢門院璋子の兄として重用され、左兵衛督・右衛門督・檢非違使別当と累進。大納言を経て、久安六年（一一五〇）内大臣となる。在俗時代の西行が家人として仕え、出家後も長く親交を結んだ。日記に『実能記』がある。○新大納言 藤原公教。康和五年（一一〇三）生、永曆元年（一一六〇）没。太政大臣実行男。母は修理大夫藤原顯季女。顯季の引き立てで、一三歳で鳥羽天皇の侍従となる。また、従兄弟である美福門院の後ろ盾により三一歳で参議となり、後に院庁の執事別当として裁判・行政に当たった。久寿元年当時は、権大納言。○檀紙 「たんじ」「だんじ」とも。檀の樹皮で作られる厚手の上質紙。檀紙の名は正倉院文書にすでに見られ、真弓紙とも書かれた。○大納言にたまはせける御歌 諸本、この歌を欠く。○大相國 太政大臣。藤原実行。↓一五四参考。○心ありて咲くてふやどの花 御歌「心あらば」に呼応した上の句。法皇を崇拜する気持ちで咲くと言われている勝光明院の桜の意。○西になるべき 必ずや西方に行かれることでしよう。鳥羽法皇の極楽往生が「成る」と、実が「成る」の掛詞。

〔参考〕

『今鏡』卷二の「白河の花宴」（保安五年）には、以下の条が見える。

例ならぬ御心ちひさくならせ給ひて、よなど、心ほそくおぼしめしけるにや。徳大寺の左のをとゞにや、はなをりてたまはすとて御うた侍ける。

心あらばにほひをそへよざくら花のちのはるをばいつかみるべき

また各歌集には、以下のように載る。

花を御覧じて

院御製

心あらばにほひをそへよ桜花のちの春をばいつか待つべき

五十の御賀すぎてまたのとしのはる、鳥羽殿のさくらのさかりに、御前の花を御らむじて、よませ給うける

鳥羽院御製

心あらばにはひをそへよさくら花のちの春をばいつかみるべき

（『千載和歌集』 雜歌・一〇五一）

鳥羽院の「五十の賀」については、『今鏡』卷二「鳥羽の御賀」に次のように記される。

仁平二年三月七日このゑのみかど、とばの院にみゆきせさせ給て、法皇の五十の御賀せさせ給き。とうしんの御ほとけ、寿命経ももまき、たまのかたちをみがき、こがねのもじになんありける。僧はむそぢのかずひきつらなりて、ほとけをほめたてまつり、まひ人はちかきまもりのつかさ、雲のうへ人、あをいろのわきあけに、やなぎさくらのしたがさね、ひらやなぐひの水精のはず、日のひかりにかゞやきあへり。つぎのひもなをとゞまらせ給て、法皇をがみたてまつらせ給ふ。

『愚管抄』第四巻にも、

（待賢門院は）鳥羽院ノ仁平二年三月七日ノ御賀ハ御ランゼデウセ給ニケリ
と見える。また、『兵範記』（『人車記』）の仁平二年三月六日の条は、「六日辛丑 早旦參鳥羽」に始まり、行事に備える様子が詳細に記録され七日に続く。

七日壬寅 天晴、辰剋着束帶鳥羽南院、今日公家被奉賀太上法皇五十寶算

（大江あい子）

一五六 西行法師崇徳上皇を悲しみ奉る事

〔本文〕

保元の亂によりて、新院讀岐國にうつらせおはしましにけり。和歌の道すぐれさせたまひたりしに、かゝるつきこと

出きたれば、この道すたれぬるにやとかなしくおぼえて、寂念法師がもとへよみてつかはしける、西行法師、ことの葉のなさけたえぬるおりふしにありあふ身こそかなしかりけれ

返し、寂念法師、

しきしまや絶ぬる道になく／＼も君とのみこそ跡をしのばめ

〔現代語訳〕

保元の乱によって、新院（崇徳院）は讃岐の国に配流されなさつた。和歌の道に秀でなさつていたのに、このような（配流などという）つらいことが出てきたので、「この（和歌の）道は、ほろびてしまふのであるうか」と悲しく思われて、寂念法師のもとへ詠んで贈つた、西行法師（の歌）、

（崇徳上皇が流されて）和歌の道の情趣が絶えてしまつた時節に巡り合わせた身は悲しいことであるなあ。

返し、寂念法師（の歌）、

和歌の道よ。（崇徳上皇が流されて）衰え絶えたその道に泣きながらもあなたとだけは歌が盛んだつた頃のことを偲ぼう。

〔語釈〕

○保元の亂 保元元年（一一五六）七月、崇徳院と後白河天皇の対立に、摂関家・源平二氏もまた二派に分かれて争い、院側が敗れた乱。○新院 崇徳院のこと。鳥羽天皇（のち上皇）の第一皇子。鳥羽院の本院に対していう。第七五代天皇。元永二年（一一一九）生、長寛二年（一一六四）崩。永治元年（一一四二）に退位して上皇となる。鳥羽院の崩御後起きた保元の乱に敗れて、讃岐の国に流された。都に戻れないまま当地で没した。その後、京では崇徳院のたりと思われる事件が起きた。○讃岐國 『保元物語』に敗れた崇徳院は讃岐に流され、松山（現在の坂出市）の一字の堂に落ち着いた。志度郡直島（小豆島に近い島）に御所をつくつた。○寂念法師 俗名藤原為業。天永末・永久初（一一一二）三頃）生、養和・寿永（一一八〇年代初頭）没。藤原為忠男。『詞花集』以下の勅撰集に七七首入集。寂念・寂超・寂

然の兄弟は、大原三寂と呼ばれた。『山家集』では、寂然（寂念の弟）宛の歌となつており、ここでは寂然を寂念と誤ったか。○西行法師 俗名佐藤義清。法名、円位。西行は号。元永元年（一一一八）生、建久元年（一一九〇）没。鳥羽院の北面の武士であったが、保延六年（一一四〇）二三歳で出家。『新古今集』には、最多（九四首）入集し、家集に『山家集』『西行法師家集』『聞書集』『聞書残集』『山家心中集』、自歌合に『御裳濯河歌合』『宮河歌合』がある。また、西行が語った歌話を蓮阿が聞書きした『西公談抄』（『西行上人談抄』）もある。崇徳院の怨靈を鎮めるため、讃岐国を訪れた。○かゝるうきこと 保元の乱に敗れ、崇徳院が流されたこと。○「ことの葉の」の歌 出典は『山家集』一三一七番歌。その詞書に「讃岐におはしましてのち、歌と云ふ事の世にいと聞えざりければ、寂念がもとへ言ひつかはしける」とある。西行物語には、「すでにさぬきの国へ、ことやうにてくだらせ給て後、世の中にうたなどよむ事たへてきがざりければ、寂然がもとへつかはしける」として、この歌が詠まれている。この物語では寂然に贈つたことになつてゐる。稻田利徳『西行の和歌の世界』（笠間書院、二〇〇四年）によれば、寂然との贈答になつており、「哥と云事のよにいときこえざりけれ」には、火の消えたような歌界の様子を暗示する。西行は、歌道がすっかり衰微した様を痛感し、その空虚さを寂然に訴え、同意を求めようとする。しかも「ありあふ身こそかなしかりけれ」と歌道衰微の時節に遭遇した我が身の悲運を述懐しているところに、西行の本音を聞く」とある。○「しきしまや」の歌 西行の歌への返歌。「しきしま」とは和歌のこと。君とは西行のこと。『山家集』は、この歌も寂然とする。前掲、稻田氏によれば、「西行と肩寄せ合つて、歌道の盛行した御世を懐かしく偲ぼうという、極めて感傷的な姿勢が顕著である。「君とのみこそ」の措辞に、寂然は、和歌を介しての西行との親密な睦びあいを期待している」と指摘する。『西行物語』では、末句を「あとををしまめ」とする。

一五七 西行法師和歌を兵衛局に贈る事

〔本文〕

西行法師法勝寺の花みにまかりけるに、其日上西門院の女房おなじくみける中に、兵衛局ありときゝて、昔の花見の御幸思いで給らんなどいひて、其日雨のふりたりければ、かくぞ申つかはし侍りける。

見る人に花も昔をおもひ出てこひしかるらし雨にしほる、

返し、兵衛局、

いにしへをしのぶる雨とたれかみん花に昔の友しなければ

〔現代語訳〕

西行法師が法勝寺の花見に行つたところ、ちょうどその日上西門院の女房が同じように花を見ていた中に兵衛局といふ女房がいると聞いて、西行法師は「昔の花見の御幸をお思い出しておられることでしよう」などと言つて、その日は雨が降つていたので、次のように（兵衛局という女房に歌を）お遣りになつた。

昔なじみの貴女が来て見ていたので、昔のことが恋しく思い出されて、花も昔のことを偲んでいるのか、雨にしおれて泣いている。

返し、兵衛局（の歌）、

この雨を昔を偲ぶ涙の雨と誰が見てくれようか。花を見て懐かしく思う友もなくて（あなただけは分かつてくれようか）。

〔語釈〕

○西行法師　一五六参照。○法勝寺　白川の北の地（京都市左京区岡崎）に白河天皇の創建した寺院。花見の名所。
○上西門院　大治元年（一一二六）生、文治元年（一一八九）崩。鳥羽天皇の第二皇女統子（本名恂子）。母は待賢門院璋子。二条天皇准母。二歳で斎院にト定されたが、七歳で病により退下。その後九歳の時、名前を恂子から統子に改

名。後白河天皇の一歳年上の姉で、その即位の二年後皇后宮に冊立。翌年には女院となつた。○兵衛局 村上源氏。神祇伯從三位顕仲女。はじめ待賢門院に仕え、その崩御後はその子である上西門院に仕えた。○昔の花見の御幸 保安五年（一一二四）閏二月一二日の白河・鳥羽両院の法勝寺への花見御幸をさすか。『百鍊抄』に「両院臨幸法勝寺」、覽〔春花〕。太政大臣、摂政以下騎馬前駆。内裏中宮女房連車追従」とある。○「見る人に」の歌 『山家集』の詞書によれば「其日上西門院の女房おなじくみける中に兵衛局ありとき、て、昔の花見の御幸思いで給らんなどひて、其日雨のふりたりければ、かくぞ申つかはし侍りける」とある。「花も昔をおもひ出で」は、保安五年閏二月、白河法皇、鳥羽上皇、待賢門院の白河花見御幸の折の兵衛局の歌「万代のためしと見ゆる花の色をうつしとどめよ白川の水」（『金葉集』春・三三三）を踏まえている。「しほる」に、雨に濡れているとしょんぱりしているの意をかける。○「いにしへを」の歌 「見る人」を「たれかみん」、「花も昔」を「花に昔の」と対応して詠んでいる。二つの歌は懐旧の情を詠んだものである。「花に昔の友しなければ」は「いにしへの奈良の都の八重桜けふ九重にほひぬるかな」（『詞花集』春・二九・伊勢大輔）など、花と昔の関係を詠んだ歌は多い。

〔解説〕

「見る人に」の歌は、『西行物語』には、「むかし見なれしことなれば、法勝寺へ花見にまかりたりければ、じやうとうもん院の女房たち花見られけるなかに、兵衛のつばねのもとへ、むかしの花の御幸思ひ出給らんとて、その日雨のふりければ、かくぞ申つかはしける」と、その日に贈つたこととなつてゐる。『山家集』『西行法師家集』『山家心中集』には、花見御幸の翌日の贈答とされている。

上西門院の女房、法勝寺の花見はべりけるに、雨の降りてくれにければかへられにけり。又の日、兵衛つばねのもとへ、花のみゆき思ひ出させ給らむとおぼえて、かくなむ申さまほしかりしとてつかはしける（『山家集』上・詞書・

春・一一二）

この日の「白河の花宴」は、『今鏡』にある。

保安五年にや侍けむ、二月に閏月侍りし年、白河の花御覽せさせ給ふとて。御幸侍しこそ、世に類なき事にて侍しか。法皇もこの院も一つ車に奉りて、御隨身、錦繡物をいろいろに裁ち重ねたるに、上達部、殿上人。狩衣さまざまに色を尽くして、われもわれもと詞もおよばず。久我の太政の大臣も御馬にて、それは直衣にてかうぶりしてつかうまつり給へり。院、御車の後に、侍賢門の院引き続きておはします。女房の出だし車のうちいで、銀、金にしかへされたり。女院の御車の後には、みなくれなゐの十ばかり重なりたるを出だされて、くれなゐの打衣、桜萌黄の表着、赤色の唐衣に、銀、金をのべて、窠の文置かれて、地摺りの裳にも、かねをのべて州浜鶴亀をしたるに、裳の腰も銀をのべて、うはざしは玉を貫きてぞ飾られ侍りける。吉田の斎宮の御母や乗り給へりけむとぞきこえ侍りし。

（堀江マサ子）

一五八 二条天皇御方違のために押小路殿へ行幸御遊の事

〔本文〕

平治元年二月廿五日、御方違のために押小路殿に行幸ありけり。透廊にて夜もすがら御遊ありけるに、女房の中より硯蓋にくれなゐの薄様をしきて、雪をもちていだされたるに和歌をつけたりける、

月影のさえたるおりのゆきなればこよひは春もわすれぬる哉

返し、

くまもなき月の光のなかりせばこよひのみゆきいかでかは見ん

〔現代語訳〕

平治元年二月二十五日、御方違のために押小路殿に行幸があつた。透廊で一晩中音楽の催しがあつたなかで、女房の中から硯の蓋に紅の鳥の子紙の薄く漉いたものをしいて、雪を盛つて出されたのに和歌がつけてあつた。
月の光が冷たく澄みきつて いるおりの雪なので、今宵は春であることを忘れてしまつたことだ。

返しの歌、

行き渡らぬ所のない月の光がなかつたのなら、今宵の行幸と雪はどうして見ることができるでしょうか。

【語釈】

○平治元年二月廿五日 平治元年は一一五九年。実際は一九日。『山槐記』の一九日条に「今夜依御方違行幸于白河押小路、亥剋出御、公卿新大納言經、右宰相中將公、藤宰相忠^親、列立庭中、少納言重雅鈴奏、出御自日華^{御御綱}、宣陽、建春、待賢等門、至于東洞院南、大炊御門東行、河原南行、入御押小路殿東門、關白騎馬令候御後給、下御之後鈴奏、左中將信能問公卿、鶲鳴車駕還宮、於路上天明、於本不問公卿、歸私之間日沒」^{月イ出歟}とある。○方違 忌方にあたる場所に行く際に、出発点から一旦目的地とは異なる場所に迂回してから改めて目的地へ向かうことが一般の解釈であるが、方違は忌の方角を避ける移動だけが目的ではなく、土を掘り屋を造るなどの移動しない行動に対しても遊行神が引き起こす忌を避ける目的もあつた。天一神・太白神・大將軍・金神・王相神の五つの遊行神の運行の周期があり、季節や年月などで異なった方角に忌みが生じ、遊行神の性質によつて忌みの期間が異なる。特に、大將軍・天一神・太白神が生活に影響した。これらの忌みを避けるために、他の場所に移り、そこで一、二日過ごす。方違行幸は翌日に還御するのが常であつた。方違については、ベルナール・フランク著、斎藤広信訳『方忌みと方違え—平安時代の方角禁忌に関する研究—』（岩波書店、一九八九年）に詳しい。また、飯淵康一「平安期に於ける方違行幸について—目的地として用いられた住宅—」（日本建築学会計画系論文集 第四五六号、一九九四年二月）によると、平安院政期における方違行幸の目的地の選択は、天皇と院との関係が大きく影響している。美福門院に養育された二条天皇は鳥羽院・美福門院と強い結びつきがあつたので、方違行幸に美福門院の御在所である押小路を選んだと考えられる。○押小路殿 押小路は二条大路の南を東西に通じる道。美福門院の御在所。二条天皇の母の早世により、美福門院が二条天皇を養育する。一五五参考。○行幸 二条天皇の方違行幸。二条天皇は第七八代天皇。康治二年（一一四三）生、永万元年（一一六五）崩。後白河天皇の第一皇子。母は贈皇太后懿子。○透廊 寝殿造りの建物で、両側に壁や建具がなく開け放ちにしてあ

る渡り廊下のことで、寝殿から対屋、または対屋から釣殿などにのびた廊下。「すきろう」とも。○御遊 宮中で行わる音楽の遊び。管絃に催馬樂・朗詠なども詠われた。○硯蓋 硯箱の蓋。硯箱は蒔絵や螺鈿などの美しい装飾を凝らしたものが多い。花や菓子を載せて人に出すのに用いた。○薄様 紙の一種。鳥の子紙という雁皮の纖維を原料にした上質の和紙の、薄く漉いたもの。○おりのゆき 「折り（時）の雪」と「折（箱の中）の雪」の掛詞。○みゆき 「雪」と「（行）幸」の掛詞。参考「鶯のなきつるなへに春日野のけふのみゆきを花とぞ見れ」（『拾遺集』雜春・一〇四四・藤原忠房）。

〔参考〕

硯の蓋に雪をいれる例は、『詞花集』にも見える。

太皇太后の賀茂の齋ときこえ給ひける時、人々参りて鞠つかうまつりけるに、硯の箱の蓋に雪を入れていだされて侍りける敷紙に書きつけ侍る
桜花ちりしく庭を払はねば消えせぬ雪となりにけるかな

同じ話が『後二條師通記』康和元年三月条、『古今著聞集』第一一・蹴鞠第一七・四〇八にある。

後二條師通白川齋院にして鞠會の事

後二條殿、三月の比、白川齋院へ參給て、御鞠會ありけるに、しばしありて、かざみきたる童、扇をさして、片手に蒔繪の手筥の蓋に薄様敷て、雪をおほく盛て、日隱の間の御縁に置て歸入にけり。御あせなどたりげにて、日隱の間に沓はきながら、御尻かけて、御手などにてはとらせ給はで、檜扇のさきにて、すこしすくひてなりけるが、しみたる雪もて、御直衣にかゝりたりけるがとけて、二重裏にうつりいで、むらくに見えける。さて御まりありける、いどうつくしうやさしくなん侍ける。

また、雪を食べる話については、『古今著聞集』六三八に見える。

九條前内大臣家に、壬生二位參て、和歌のさたりけるに、「一月の事なりけるに、雪にあまづらをかけて、一品にす、められけり。食はて、」「この雪猶候はゞ、給て二條中納言定高のもとへつかはし候はむ。彼卿は雪くひにて候なり」と申ければ、すなはち硯蓋にもちて、いだされたりけるを、つかはしたりければ、彼卿の返しに、心ざしかみのすぢともおぼしけりかしらの雪かいまのこの雪よまれにたりとて、一品しきりに興に入けり。

一五九 内の女房女御殿の女房と雪月連歌の事

〔本文〕

應保二年正月の比、殿下、女御殿の御方の女房をともなはせ給て、禁中を見めぐらせたまひけるに、雪月いとおもしろかりける。内の女房の中より、藏人の兵衛尉通定をして、女御殿の女房の中へ申をくりける、

月はれて雪ふる雲のうへはいかに
通定、左衛門陣のかたへたづねまいりて、このよしを申ければ、はやく返事を申さるべきよし、殿下仰られければ、たちかへるべき心ちこそせね

〔現代語訳〕

応保二年正月のころ、殿下（基実）が、女御殿の御方の女房を伴わせなさつて、宮中を巡行すると、雪と月がとても趣深かつた。天皇付きの女房の中から、藏人の兵衛尉通定をつかわして、女御殿の女房へ詠みおくつた。
月が晴れて雪が降つてゐる雲の上（宮中）はいかがですか。

（『古今著聞集』六三八）

通定が、左衛門の陣を訪ねて、このことを申し伝えると、はやく返事をおくりなさいと、殿下がおおせられたので、すぐに返事ができそなにありません（帰りたくない気持ちです）。

〔語釈〕

○応保二年 一一六二年。○殿下 摂政・関白の敬称。ここは関白藤原基実。父は藤原忠通、母は權中納言國信女。康治二年（一一四三）生、仁安元年（一一六六）没。永万元年（一一六五）の六月二十五日に關白となる。同二年（仁安元年）に改元。七月二六日没。二四歳。六条殿、梅津殿、中殿とも。二条天皇に重用される。○女御殿の御方 藤原育子。久安二年（一一四六）生、承安三年（一一七三）没。二条天皇中宮。六条天皇の養母。育子の父親について、「尊卑分脈」『百鍊抄』は徳大寺実能女で藤原忠通の猶子になつたとしている。『帝王編年記』は「六条院母育子 左大臣實能公女」と「中宮藤育子 法性寺殿女」と異なつた記述がある。『今鏡』『一代要記』は「法性寺女」と藤原忠通女としている。『愚管抄』では「カクテ過ル程ニ法性寺殿ノヲトムスメ入内立后アリテ中宮トテヲハシマシ」とある。『愚管抄』の作者である慈円は忠通の子であることや、同時代に成立した『今鏡』が忠通女としていることから、忠通女であるほうが信憑性が高いと考えられる。海野泰男著『今鏡全釈 下』（福武書店、一九八三年）参照。応保元年一二月一七日に入内。入内の際に藤原基実の猶子となる。香子から育子に改名。『山槐記』の慶保元年一二月一七日条に「入内事為関白御猶子之儀有御沙汰」とある。同二七日女御となる。○内の女房 二条天皇付きの女房。○藏人の兵衛尉通定 藏人は天皇に近侍し、殿上の雜事をつかさどる。兵衛尉は、内裏内外の諸門の警備や行幸の警護などを任務とする兵衛府の第三等官。「通定」は未詳。○雲のうへ 宮中。「ここにだに光さやけき秋の月雲の上こそ思ひやらるれ」（『拾遺集』秋・一七六・藤原經臣）のように「雲の上の天上」と「宮中」を掛けて詠まれる。○左衛門陣 内裏の東の建春門内にあつた左衛門府の官人の詰所。○たちかへる 歌や手紙をすぐに返す意味と、自宅に帰るという意味を掛ける。

〔解説〕

二条天皇の女房には丹波内侍・三河内侍・讃岐、育子の女房には常陸・兵衛内侍・中宮内侍がいる。

二条院讃岐は『二条院讃岐集』に二条天皇と次の贈答歌がある。

二条院の御とき、月あかかりける夜、よもすがら南殿のはな御らんじて、あかつきちかくなりてさとへいでて、次のひまゐらせたりし

花ならず月も見おきし雲のうへに心ばかりはいできとをしれ（六）

御かへし

いでしより空にしりにき花の色も月も心にいれぬ君とは（七）

花ざかりに、心ならずさとへいでしにまゐらせける

あかずして雲井の花に目離るれば心そらなる春の夕ぐれ（九）

御せい

いつとも雲井のさくらなかりせば心そらなることはあらじな（十）

森本元子『二条院讃岐とその周辺』〔付〕二条院讃岐集私注（笠間書院、一九八四年）参照。

（伊藤香弥）